

# 遠野市国土強靱化地域計画

## 【案】

令和 2 年 3 月

岩手県遠野市

# — 目 次 —

## I 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的	3
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	3

## II 基本的な考え方

1 基本目標	4
2 事前に備えるべき目標	4
3 基本的な方針	5
4 SDGsの推進	6

## III 地域特性と想定するリスク

1 遠野市の地域特性	7
2 対象とする自然災害	9
3 起きてはならない最悪の事態の設定	10
4 施策分野の設定	11
5 リスクシナリオに対する対応方策	12
6 施策の体系	16

## IV 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	18
2 脆弱性評価の結果及び起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策	18

## V 施策分野ごとの対応方策

## VI 重点施策

## VII 計画の推進と進捗管理

[資料編] 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価	57
-----------------------------	----

## 1 計画策定の目的

平成25年12月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」が公布・施行され、この基本法に基づき、平成26年6月には、国土強靱化に係る他の計画の指針となる、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定されている。

また、基本法第13条には「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定され、都道府県及び市町村においても、国土強靱化の観点から、他の計画の指針となる国土強靱化地域計画を策定できることとされた。

岩手県では、基本法に基づき、平成28年2月に「岩手県国土強靱化地域計画」を策定し、平成29年6月には、平成28年8月の「台風10号」による甚大な被害を踏まえた見直しも行われているところである。

本市においては、平成23年3月に発生した「東日本大震災」や平成28年8月の「台風10号」など、想定外ともいえる大規模自然災害を経験している。

このことから、基本法及び「岩手県国土強靱化地域計画」との調和を図りながら、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わさない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った、安心・安全な地域社会の構築に向け、「遠野市国土強靱化地域計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

「遠野市国土強靱化地域計画」は、基本法第13条に基づき策定する計画で、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画である。

県の地域計画が、本市を含む県全体を網羅した総合的な地域計画であることから、県の地域計画との調和を保ちながら、市の最上位計画である「遠野市総合計画」や、災害対策基本法に基づく「遠野市地域防災計画」、更には「遠野スタイル 創造・発展総合戦略」など、各種計画の指針とする。

## 3 計画期間

国・県との調和、総合計画との整合性を図るため、計画期間については、策定時から令和7年度までとする。

## Ⅱ

# 基本的な考え方

国の「基本計画」及び「岩手県国土強靱化地域計画」を踏まえて、次のように、「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を定める。

## 1 基本目標

遠野市における国土強靱化を推進する上での基本目標として、次に掲げる4項目を基本目標として、国土強靱化の取組を推進する。

いかなる災害等が発生しようとも

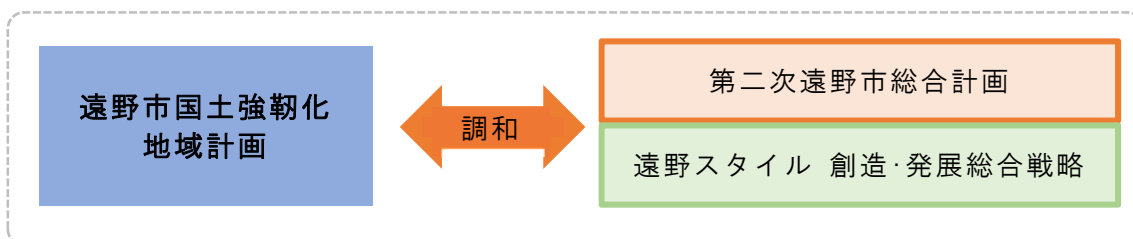
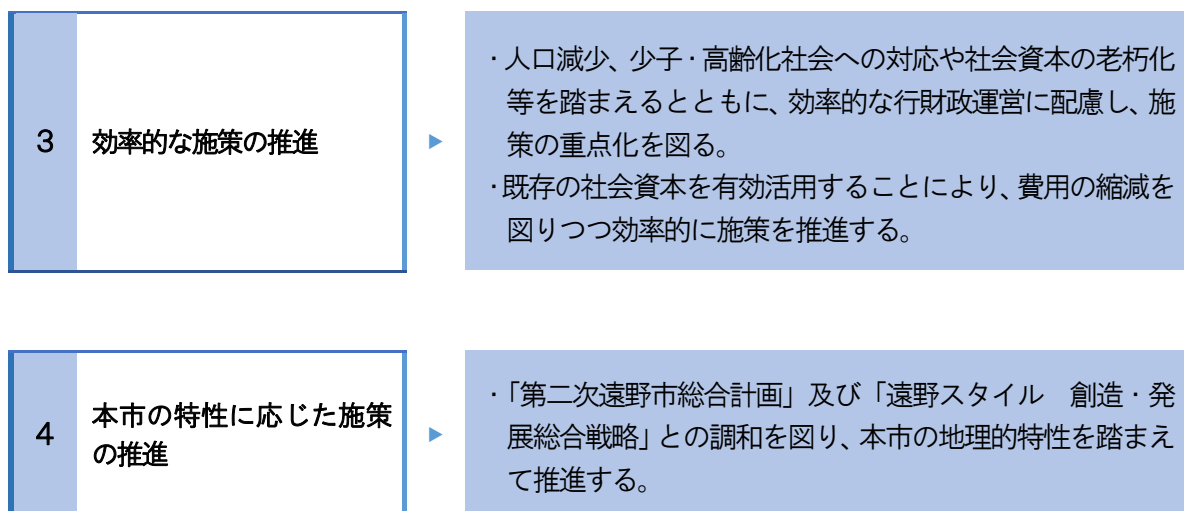
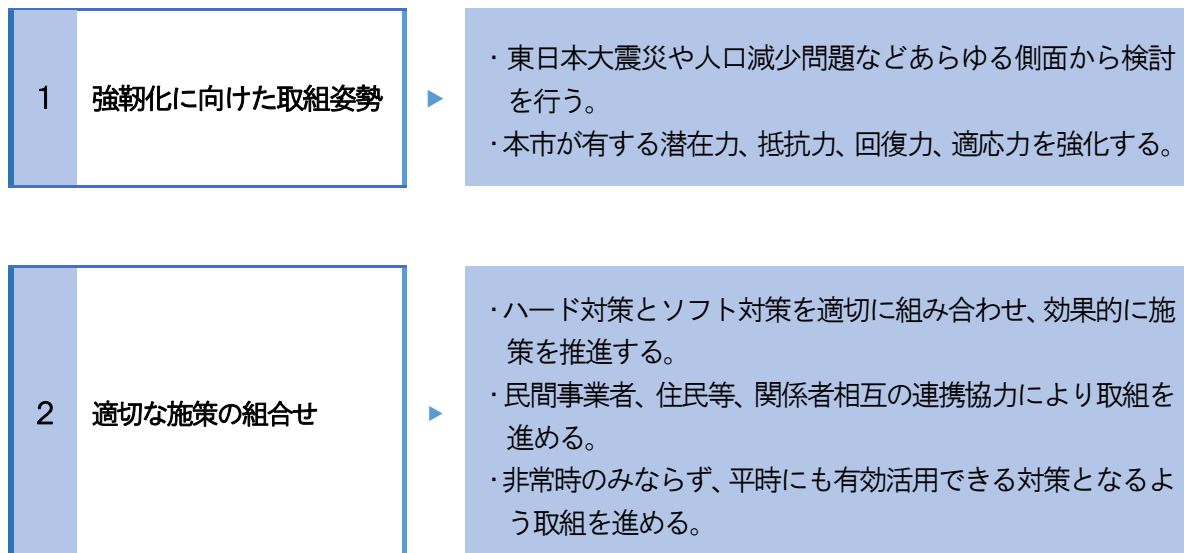
1	人命の保護が最大限図られること
2	市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3	市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られること
4	迅速な復旧・復興を可能にすること

## 2 事前に備えるべき目標

1	人命の保護が最大限図られること
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
3	必要不可欠な行政機能を維持すること
4	地域経済システムを機能不全に陥らせないこと
5	必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図ること
6	制御不能な二次災害を発生させないこと
7	地域社会・経済を迅速に再建・回復すること

### 3 基本的な方針

遠野市における国土強靱化を推進する上で、基本的な方針を次のとおり設定した。



## 4 SDGsの推進

持続的な地域社会を構築していくためには、地域経済、社会保障、自然環境などを将来にわたって持続可能なものとしていくことが必要である。

平成27年（2015年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、2016年から2030年までの間の国際目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられている。

SDGsは、上記アジェンダにおける「誰一人として取り残さない」という言葉に象徴されるように、包摂性や多様性を重視しながら経済・社会・環境の課題を統合的に解決し、持続可能な社会の実現を目指すものであり、人口減少に歯止めをかけ、地域を振興していく上で重要な視点である。

こうしたことから、本計画において、「起きてはならない最悪の事態」及び「施策分野ごとの対応方策」において、17の持続可能な開発目標から関連付け、施策の展開を図っていく。



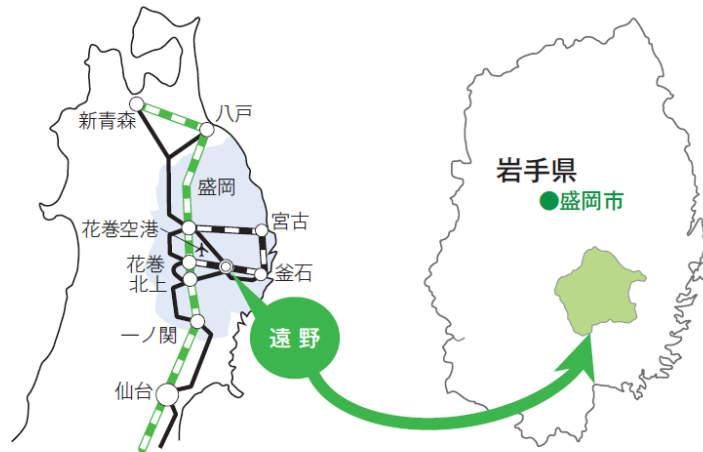
### Ⅲ

## 地域特性と想定するリスク

### 1 遠野市の地域特性

#### (1) 位置・面積

遠野市は、北上高地の中南部に位置し、東は釜石市と上閉伊郡大槌町に、南は奥州市と気仙郡住田町に、西は花巻市に、北は宮古市に接している。市役所から県都盛岡市へ約70km、仙台へ約180km、首都東京へ約530kmの距離に位置している。



#### (2) 地形

東西、南北ともに約38km、総面積は825.97km<sup>2</sup>である。隆起準平野といわれる北上高地の中央部に位置し、標高1,917mの早池峰山を最高峰に、標高300m～700mの高原群が周囲を取り囲んでいる。市域の中央に遠野盆地があり、中心市街地が形成されている。

また、北上川の支流である猿ヶ石川は、早瀬川、小友川、宮守川、達曾部川など大小多くの河川と合流しながら西走し、それらの河川沿いを中心に耕地と集落が形成されている。

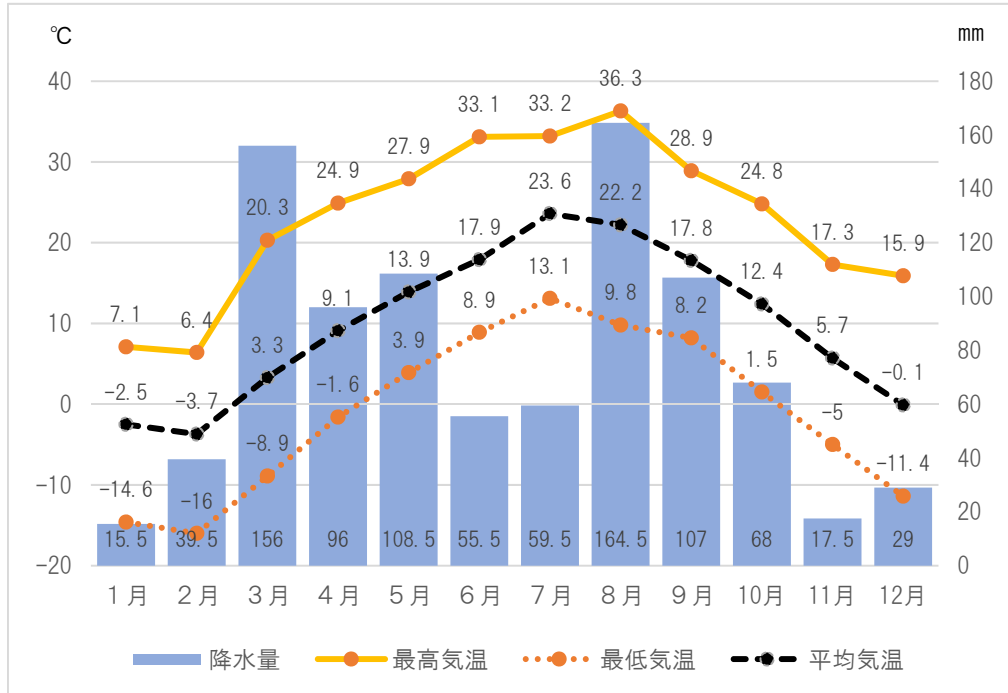
土地の多くは山林となっており、田畑は8.3%、宅地は1.2%となっている。



### (3) 気候

県内でも寒冷地帯に属し、寒暖の差が激しく、四季の推移が画然として、厳冬期には零下17度を記録することもある。降水量は年間を通じて1,100mm程度であり、11月中旬には初雪がみられるが、根雪になるのは1月上旬である。積雪量は平坦部で15cm程度である。

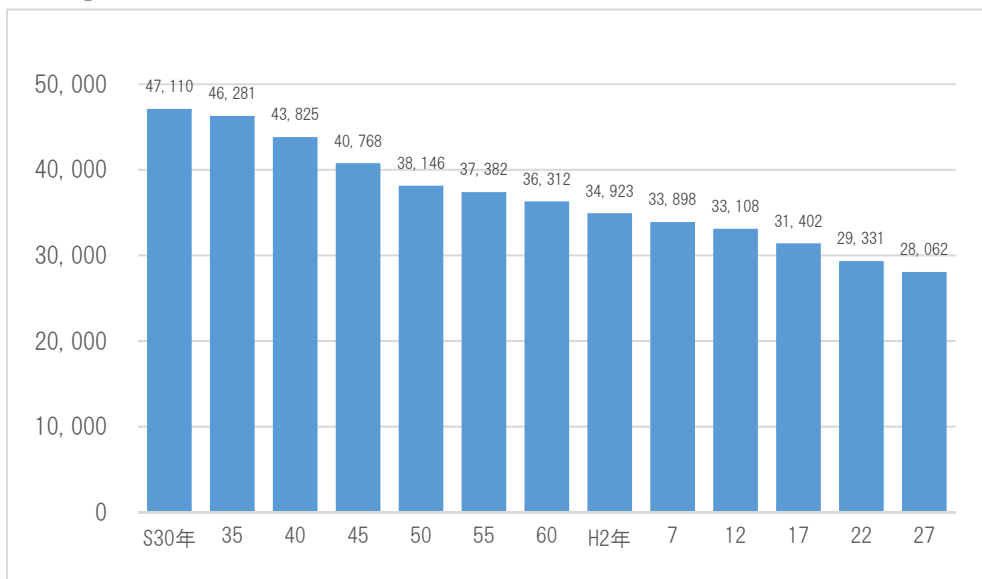
[月別気温・降水量 (H30)]



### (4) 人口 (国勢調査)

人口は、昭和30年に47,110人であったが、平成27年には28,062人まで減少し、昭和29年と平成27年の比較では、19,048人、40.4%の人口減となっている。高齢化率は平成27年で37.4%となっており、県平均の30.2%を7.2ポイント上回っている。

[人口推移]



出展：国勢調査 (各年10月1日現在)



## 2 対象とする自然災害

対象とする自然災害は、市内で発生しうる大規模自然災害として、地震、風水害・土砂災害・豪雨災害、雪害とする。

自然災害		想定する過去の主な災害						
(1)	地震	<p>■ 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（H23. 3. 11）</p> <p>【規模等】 マグニチュード 9.0、最大震度 7（遠野市 震度 5強）</p> <p>【被害状況】 建物損壊、道路損壊、上下水道損壊、燃料供給停滞 被害総額 32 億円</p>						
(2)	風水害・土砂災害・豪雨災害	<p>■ 台風 10 号（H28. 8. 30～31）</p> <p>【規模等】 総雨量は 276.0 mm（六角牛）</p> <p>【被害状況】 被害総 23 億 3,300 万円</p> <p>主な被害状況</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>1 住家等被害</p> <p>(1) 一部損壊 27 件</p> <p>(2) 床上浸水 20 件</p> <p>(3) 床下浸水 67 件</p> <p>(4) 断水 32 件</p> <p>(5) 停電 984 件</p> <p>(6) 倒木 39 件</p> </td> <td> <p>3 農作物関係</p> <p>(1) 冠水 8 箇所</p> <p>(2) 土砂流入 38 箇所</p> <p>(3) 流出・崩落 38 箇所</p> <p>(4) ハウス倒壊 4 箇所</p> <p>(5) その他 7 箇所</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>2 道路関係</p> <p>(1) 通行止め 28 箇所</p> </td> <td> <p>4 孤立地区</p> <p>(1) 土淵町柵内琴畑地区</p> <p>(2) 土淵町柵内米通地区</p> <p>(3) 青笹町中沢瀬内地区</p> <p>(4) 青笹町糠前上糠前地区</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>5 その他</p> <p>(1) 土のう対応事案 21 件</p> <p>(2) 越水 3 件</p> </td> </tr> </table>	<p>1 住家等被害</p> <p>(1) 一部損壊 27 件</p> <p>(2) 床上浸水 20 件</p> <p>(3) 床下浸水 67 件</p> <p>(4) 断水 32 件</p> <p>(5) 停電 984 件</p> <p>(6) 倒木 39 件</p>	<p>3 農作物関係</p> <p>(1) 冠水 8 箇所</p> <p>(2) 土砂流入 38 箇所</p> <p>(3) 流出・崩落 38 箇所</p> <p>(4) ハウス倒壊 4 箇所</p> <p>(5) その他 7 箇所</p>	<p>2 道路関係</p> <p>(1) 通行止め 28 箇所</p>	<p>4 孤立地区</p> <p>(1) 土淵町柵内琴畑地区</p> <p>(2) 土淵町柵内米通地区</p> <p>(3) 青笹町中沢瀬内地区</p> <p>(4) 青笹町糠前上糠前地区</p>		<p>5 その他</p> <p>(1) 土のう対応事案 21 件</p> <p>(2) 越水 3 件</p>
<p>1 住家等被害</p> <p>(1) 一部損壊 27 件</p> <p>(2) 床上浸水 20 件</p> <p>(3) 床下浸水 67 件</p> <p>(4) 断水 32 件</p> <p>(5) 停電 984 件</p> <p>(6) 倒木 39 件</p>	<p>3 農作物関係</p> <p>(1) 冠水 8 箇所</p> <p>(2) 土砂流入 38 箇所</p> <p>(3) 流出・崩落 38 箇所</p> <p>(4) ハウス倒壊 4 箇所</p> <p>(5) その他 7 箇所</p>							
<p>2 道路関係</p> <p>(1) 通行止め 28 箇所</p>	<p>4 孤立地区</p> <p>(1) 土淵町柵内琴畑地区</p> <p>(2) 土淵町柵内米通地区</p> <p>(3) 青笹町中沢瀬内地区</p> <p>(4) 青笹町糠前上糠前地区</p>							
	<p>5 その他</p> <p>(1) 土のう対応事案 21 件</p> <p>(2) 越水 3 件</p>							
(3)	雪害	<p>■ 豪雪災害（S38. 1. 6）最大積雪 3 m</p> <p>【被害状況】 死者数:11 人・土木（道路）被害：87 箇所</p> <p>※岩手県国土強靱化地域計画の対象とする自然災害から引用</p>						

### 3 起きてはならない最悪の事態の設定

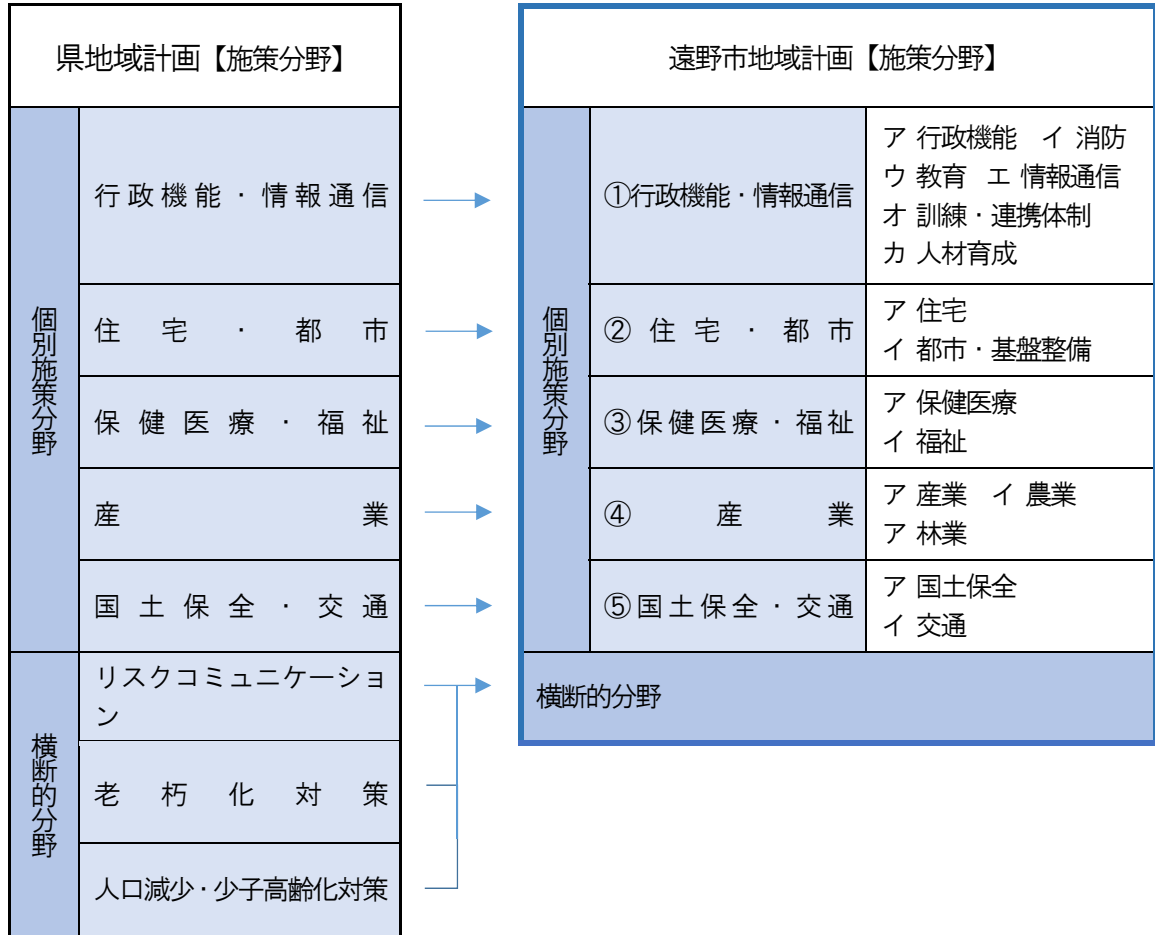
Ⅱ 基本的な考え方の2 事前に備えるべき目標で設定した7つの目標ごとに、本市の地域特性及び国の基本計画及び岩手県国土強靱化地域計画を踏まえ、以下の23項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

#### 事前に備えるべき目標/リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

目標 1 人命の保護が最大限図られること	
1-1	地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）
1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
1-5	情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
2-5	被災地における感染症等の大規模発生
2-6	災害救助における活動拠点、資機材等の不足
目標 3 必要不可欠な行政機能を維持すること	
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
目標 4 地域経済システムを機能不全に陥らせないこと	
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
4-2	食料等の安定供給の停滞
4-3	地域交通ネットワークの機能停止
目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図ること	
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
5-2	上下水道等の長時間にわたる供給停止
5-3	県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
目標 6 制御不能な二次災害を発生させないこと	
6-1	ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
目標 7 地域社会・経済を迅速に再建・回復すること	
7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7-2	復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 4 施策分野の設定

本計画においては、岩手県国土強靱化地域計画における個別施策分野及び横断的分野を参考に、遠野市地域防災計画、第2次遠野市総合計画及び遠野スタイル創造・発展総合戦略の施策分野を勘案し、5つの施策分野と横断分野を設定した。



## 5 リスクシナリオに対する対応方策

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方策	
目標1 人命の保護が最大限図られること	1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生 (二次災害を含む)	① 行政機能・情報通信 ／消防	・消防団活動の充実強化	
		① 行政機能・情報通信 ／教育	・公立学校の耐震化 ・公立社会体育施設等の耐震化	
		② 住宅・都市	・市営住宅の老朽化対策 ・一般住宅の耐震化 ・市施設の耐震化 ・危険空き家等の発生防止 ・公共施設の機能強化	
		③ 保健医療・福祉	・要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）の耐震化 ・福祉避難所の指定・協定締結 ・避難行動要支援者名簿の作成 ・国保診療所施設の維持管理 ・児童福祉施設の老朽化対策	
		横断的施策	・自主防災組織の育成・強化 ・福祉避難所開設体制の整備 ・道路施設の防災対策 ・橋梁の防災対策	
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	① 行政機能・情報通信 ／行政機能	・防災体制の強化及び避難行動の周知	
		① 行政機能・情報通信 ／消防	・消防団活動の充実強化【1-1 から再掲】	
		③ 保健医療・福祉	・要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）における防災体制の強化	
		⑤ 国土保全・交通	・水害に関する情報提供等の強化 ・河川整備 ・河川の機能維持	
	1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	横断的施策	・福祉避難所開設体制の整備【1-1 から再掲】 ・ハザードマップの活用	
		① 行政機能・情報通信 ／消防	・消防団活動の充実強化【1-1 から再掲】	
		③ 保健医療・福祉	・要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）における防災体制の強化【1-2 から再掲】	
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	⑤ 国土保全・交通	・土砂災害対策施設の整備 ・山地災害危険地区治山施設の整備	
		横断的施策	・福祉避難所開設体制の整備【1-1 から再掲】 ・ハザードマップの活用【1-2 から再掲】 ・ため池等の保全対策	
		① 行政機能・情報通信 ／消防	・交通障害に係る関係機関との連携強化	
	1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	⑤ 国土保全・交通	・除雪業務体制の強化	
		横断的施策	・福祉避難所開設体制の整備【1-1 から再掲】	
		① 行政機能・情報通信 ／消防	・消防団活動の充実強化【1-1 から再掲】 ・地域防災拠点との連絡体制の強化	
			① 行政機能・情報通信 ／教育	・防災教育の推進
			① 行政機能・情報通信 ／情報通信	・携帯電話等エリア整備 ・デジタル防災無線整備 ・遠野テレビ伝送路の光化（FTTH）

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方策
目標2 救助・救急・医療活動等が迅速に行われること		③ 保健医療・福祉	・要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）における避難行動の支援
		④ 産業	・観光施設の情報伝達体制の強化
		横断的施策	・自主防災組織の育成・強化【1-1 から再掲】
	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	① 行政機能・情報通信／消防	・備蓄食料の確保 ・防災意識の向上
		① 行政機能・情報通信／訓練・連携体制	・食料支援体制の強化 ・支援物資等供給協定による訓練の実施
		② 住宅・都市	・応急給水体制の整備
		③ 保健医療・福祉	・要配慮者（難病患者等）への医療的支援
		⑤ 国土保全・交通	・防災拠点の機能強化
		横断的施策	・道路施設の防災対策【1-1 から再掲】 ・災害用医薬品等の確保
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	① 行政機能・情報通信／消防
	③ 保健医療・福祉		・要配慮者（難病患者等）への医療的支援【2-1 から再掲】
	横断的施策		・災害用医薬品等の確保【2-1 から再掲】 ・道路施設の防災対策【1-1 から再掲】
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足	① 行政機能・情報通信／消防	・救急救命士及び救急隊員の人材確保 ・消防活動の充実強化
		横断的施策	・道路施設の防災対策【1-1 から再掲】 ・橋梁の防災対策【1-1 から再掲】
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺	③ 保健医療・福祉	・市内医療機関の医療情報の電子化の推進
			・岩手中部地域医療情報ネットワークへの加入促進
			・岩手中部地域医療情報ネットワークへの参加促進
			・要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）の耐震化【1-1 から再掲】
			・要配慮者（難病患者等）への医療的支援【2-1 から再掲】
			・医療情報の電子化
・福祉避難所等における福祉的支援			
・避難所等における要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援			
・要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援			
・避難所等における男女のニーズの違いに配慮した支援			
・外国人への支援			
・こころのケア体制の確保			
・福祉避難所における要配慮者への支援			
・児童福祉施設の老朽化対策【1-1 から再掲】			
横断的施策	・道路施設の防災対策【1-1 から再掲】 ・橋梁の防災対策【1-1 から再掲】 ・災害用医薬品等の確保【2-1 から再掲】		
2-5 被災地における感染症等の大規模発生	① 行政機能・情報通信／消防	・消防活動隊の関係機関との連携強化	
	③ 保健医療・福祉	・し尿処理対策 ・感染症まん延防止対策	
2-6	① 行政機能・情報通信／消防	・消防・救急体制の強化 ・防災資機材の強化	

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方策
	災害救助における活動拠点、資機材等の不足	③ 保健医療・福祉 横断的施策	・要配慮者（透析患者）への医療的支援 ・医療提供体制の構築・強化 ・災害用医薬品等の確保【2-1 から再掲】
目標3 必要不可欠な行政機能を維持すること	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	① 行政機能・情報通信／行政機能 ① 行政機能・情報通信／消防	・行政情報通信基盤の強化 ・災害時における防災拠点へのエネルギー供給対策 ・行政内部の連携体制 ・消防活動体制の強化 ・災害通信網の充実強化 ・消防水利の整備
目標4 地域経済システムを機能不全に陥らせないこと	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞 4-2 食料等の安定供給の停滞 4-3 地域交通ネットワークの機能停止	① 行政機能・情報通信／人材育成 ④ 産業 横断的施策 横断的施策 ⑤ 国土保全・交通	・人材育成を通じた産業の体質強化 ・企業における業務継続体制の強化 ・被災企業への金融支援 ・被災企業への相談体制の整備 ・道路施設の防災対策【1-1 から再掲】 ・橋梁の防災対策【1-1 から再掲】 ・道路施設の防災対策【1-1 から再掲】 ・橋梁の防災対策【1-1 から再掲】 ・生活交通の維持・確保
目標5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図ること	5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止 5-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止 5-3 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	④ 産業 ② 住宅・都市 横断的施策	・新エネルギーの導入促進 ・水道施設の耐震化促進 ・下水道施設等の耐震化 ・道路施設の防災対策【1-1 から再掲】 ・橋梁の防災対策【1-1 から再掲】
目標6 制御不能な二次災害を発生させないこと	6-1 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	横断的施策 ④ 産業 ⑤ 国土保全・交通	・ハザードマップの活用【1-2 から再掲】 ・ため池等の保全対策【1-3 から再掲】 ・農地整備の促進 ・山林整備の促進 ・農業後継者等の育成 ・山地災害危険地区治山施設の整備【1-3 から再掲】 ・土砂災害対策施設の整備【1-3 から再掲】 ・国土調査の促進

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方策
目標7 地域社会・経済を迅速に再建・回復すること	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	② 住宅・都市	・災害廃棄物処理対策
		⑤ 国土保全・交通	・流出油対策
	7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	① 行政機能・情報通信 ／行政機能	・応急仮設住宅の建設予定地確保
		① 行政機能・情報通信 ／教育	・豊かな人間性の育成
		① 行政機能・情報通信 ／人材育成	・地域の文化を守る人材育成 ・人材育成を通じた産業の体質強化【4-1 から再掲】
		① 行政機能・情報通信 ／訓練・連携体制	・災害時連携体制整備
		② 住宅・都市	・仮設住宅管理等を処理するシステムの導入
		③ 保健医療・福祉	・災害ボランティア支援ネットワークの構築
		④ 産業	・農業後継者等の育成【6-2 から再掲】
	7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	① 行政機能・情報通信 ／消防	・地域運営組織体制の構築
		① 行政機能・情報通信 ／人材育成	・地域防災力の強化 ・地域コミュニティの再構築
		① 行政機能・情報通信 ／教育	・文化財防災体制の構築
		④ 産業	・農村地域における共同活動の取組の維持・活性化 ・森林保全の活動支援

## 6 施策の体系

強靱化施策分野	施策項目	対応方策	
① 行政機能 ・情報通信	ア 行政機能	・防災体制の強化及び避難行動の周知	ソ
		・行政情報通信基盤の強化	ソ
		・災害時における防災拠点へのエネルギー供給対策	ソ
		・行政内部の連携体制	ソ
		・応急仮設住宅の建設予定地確保	ハ
	イ 消防	・交通障害に係る関係機関との連携強化	ソ
		・地域防災拠点との連絡体制の強化	ソ
		・備蓄食料の確保	ソ
		・防災意識の向上	ソ
		・孤立地区を想定した訓練	ソ
		・自衛隊、消防機関との連携強化	ソ
		・消防活動の充実強化	ソ
		・消防活動隊の関係機関との連携強化	ソ
		・消防団活動の充実強化	ソ
		・消防・救急体制の強化	ソ
		・防災資機材の強化	ソ
		・消防活動体制の強化	ソ
		・地域防災力の強化	ソ
	・災害通信網の充実強化	ハ	
	・消防水利の整備	ハ	
	ウ 教育	・防災教育の推進	ソ
・豊かな人間性の育成		ソ	
・文化財防災体制の構築		ソ	
・公立学校の耐震化		ハ	
・公立社会体育施設等の耐震化		ハ	
エ 情報通信	・携帯電話等エリア整備	ハ	
	・デジタル防災無線整備	ハ	
	・遠野テレビ伝送路の光化 (FTTH)	ハ	
オ 訓練・連携体制	・食料支援体制の強化	ソ	
	・支援物資等供給協定による訓練の実施	ソ	
	・災害時連携体制整備	ソ	
カ 人材育成	・地域コミュニティの再構築	ソ	
	・救急救命士及び救急隊員の人材育成	ソ	
	・人材育成を通じた産業の体質強化	ソ	
	・地域の文化を守る人材育成	ソ	
② 住宅・都市	ア 住宅	・市施設の耐震化	ハ
		・市営住宅の老朽化対策	ハ
		・一般住宅の耐震化	ハ
		・危険空き家等の発生防止	ソ
	イ 都市・基盤整備	・公共施設の機能強化	ハ
		・応急給水体制の整備	ハ
		・水道施設の耐震化促進	ハ
		・下水道施設等の耐震化	ハ
		・災害廃棄物処理対策	ソ
		・応急仮設住宅管理等を処理するシステムの導入	ソ
・地域運営組織体制の構築	ソ		
③ 保健医療・福祉	ア 保健医療	・国保診療所の維持管理	ソ
		・市内医療機関の医療情報の電子化の推進	ソ
		・岩手中部地域医療情報ネットワークへの加入促進	ソ
		・岩手中部地域医療情報ネットワークへの参加促進	ソ
		・医療情報の電子化	ソ
		・医療提供体制の構築・強化	ソ
		・要配慮者（透析患者）への医療的支援	ソ



強靱化施策分野	施策項目	対応方策	
③ 保健医療・福祉	イ 福祉	・要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）の耐震化	ソ
		・避難行動要支援者名簿の作成	ソ
		・要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）における防災体制の強化	ソ
		・要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）における避難行動の支援	ソ
		・福祉避難所等における福祉的支援	ソ
		・福祉避難所の指定・協定締結	ソ
		・避難所等における要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援	ソ
		・要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援	ソ
		・避難所等における男女のニーズの違いに配慮した支援	ソ
		・外国人への支援	ソ
		・こころのケア体制の確保	ソ
		・要配慮者（難病患者等）への医療的支援	ソ
		・福祉避難所における要配慮者への支援	ソ
		・感染症まん延防止対策	ソ
		・災害ボランティア支援ネットワークの構築	ソ
		・児童福祉施設の老朽化対策	ハ
・し尿処理対策	ハ		
④ 産業	ア 産業	・企業における業務継続計画体制の強化	ソ
		・被災企業への金融支援	ソ
		・被災企業への相談体制の整備	ソ
		・観光施設の情報伝達体制の強化	ハ
		・新エネルギーの導入促進	ハ
	イ 農業	・農地整備の促進	ハ
		・農業後継者等の育成	ソ
		・農村地域における共同活動の取組の維持・活性化	ソ
	ウ 林業	・山林整備の促進	ソ
・森林保全の活動支援		ソ	
⑤ 国土保全・交通	ア 国土保全	・水害に関する情報提供等の強化	ソ
		・除雪業務体制の強化	ソ
		・国土調査の促進	ソ
		・流出油対策	ソ
		・河川整備	ハ
		・河川の機能維持	ハ
		・土砂災害対策施設の整備	ハ
		・山地災害危険地区治山施設の整備	ハ
		・防災拠点の機能強化	ハ
		イ 交通	・生活交通の維持・確保
	⑥ 横断的分野	・ハザードマップの活用	ソ
・自主防災組織の育成・強化		ソ	
・福祉避難所開設体制の整備		ソ	
・災害用医薬品等の確保		ソ	
・道路施設の防災対策		ハ	
・橋梁の防災対策		ハ	
・ため池等の保全対策		ハ	

※ 「ソ」：ソフト事業、「ハ」：ハード事業

## IV

# 脆弱性評価

## 1 脆弱性評価の考え方

23 項目のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に関して、本市が実施している関連施策や事業の進捗状況、課題等から、リスクシナリオの回避に必要な事項等について、分析・評価を行った。

### 【脆弱性評価末尾の略称】

- |                                  |  |                                    |                                      |
|----------------------------------|--|------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 行政：行政機能 | <input type="checkbox"/> 消防：消防         | <input type="checkbox"/> 教育：教育     |                                      |
| <input type="checkbox"/> 情報：情報通信 | <input type="checkbox"/> 訓・練：訓練・連携体制   | <input type="checkbox"/> 住・都：住宅・都市 | <input type="checkbox"/> 保・福：保健医療・福祉 |
| <input type="checkbox"/> 産業：産業   | <input type="checkbox"/> 国・交：国土保全・交通分野 | <input type="checkbox"/> 横断：横断的分野  |                                      |

## 2 脆弱性評価の結果及び起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

### 【目標 1 人命の保護が最大限図られること】

#### 1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

#### 脆弱性評価のポイント

- 一般住宅、社会福祉施設、児童福祉施設の老朽化対策が必要
- 市営住宅、公共施設の老朽化対策が必要
- 避難道路及び橋梁の防災対策の強化が必要
- 災害時の要配慮者に対する体制整備が必要
- 消防団員の確保対策が必要
- 避難所の食料等の備蓄対策が必要
- 危険空き家の発生防止対策が必要

#### 脆弱性評価結果

#### ■ 住宅・公共施設の耐震化

- 一般住宅の耐震化率は60.0%で、県平均を13.0ポイント下回っているため、耐震化の必要性や、耐震診断・耐震改修支援制度等の周知により、耐震化率を向上させる必要がある。  
／ 住・都
- 各法人が運営する要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）の耐震化状況が不明であるため、耐震診断の実施状況、耐震改修の必要性の有無を確認する必要がある。／ 保・福
- 市施設の耐震化率は81.0%で、岩手県の平均である96.3%を15.3ポイント下回っているため、施設の耐震化を計画的に進め、耐震化率を向上させる必要がある。／ 住・都
- 学校施設の耐震化は完了しているが、避難所としての機能確保・強化のため、施設（設備）の劣化に伴う修繕等、適切な維持管理を図る必要がある。／ 教育
- 旧小友中学校は平成18年度に耐震診断済で耐震性があることが確認されており、旧土淵中学

校、旧上郷中学校は昭和56年度以降の建築のため耐震化済となっている。／教育

### ■ 公共施設の老朽化対策

- 10年後に耐用年数を経過する市営住宅は176戸で、全体の40.0%にあたるため、更新と計画的な修繕により耐用を向上させる必要がある。／住・都
- 市内保育所13箇所、児童館7箇所のうち、新耐震基準以前に建築した保育所3箇所、児童館1箇所について、改築等により老朽化対策を図る必要がある。／保・福
- 地区センターの継続的な管理運営体制の構築と避難所としての機能向上のため、計画的な改修と備品の整備等を図る必要がある。／住・都
- 良好な診療施設機能を保持するため、施設の老朽化対策を図る必要がある。／保・福

### ■ 道路・橋梁の防災対策

- 異常気象に対応するため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。／横断
- 「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋であるため、早期に橋梁の老朽化対策を図る必要がある。／横断

### ■ 避難行動の支援

- 福祉避難所の円滑な開設のため、福祉避難所の運営方法の確立と布団や液体ミルクなどの支援物資を備蓄する必要がある。／保・福
- 避難行動要支援者の名簿登録が、全対象者の約40.0%の登録者数に留まっているため、本人の同意がなくても登録できる条例の制定について、検討を進める必要がある。／保・福
- 地域防災研修会の取組が少ないため、地域が自発的に行う防災活動の取組を支援する必要がある。／横断

### ■ 地域消防力の強化

- 人口減によって消防団員が年々減少傾向にあるため、消防団員を安定的に確保する必要がある。／消防

### ■ 避難場所の指定

- 33の福祉避難所を指定しているが、実際に機能している避難所が少ないため、社会福祉事業者と具体的な協議を行う必要がある。／保・福

### ■ 空き家対策

- 危険空き家の発生防止のため、危険空き家になる恐れのある建物については除却を促進し、その他の空き家については、危険空き家とならないよう管理の徹底を促進する必要がある。／住・都

## 対応方策

### 【住宅・公共施設の耐震化】

- 一般住宅の耐震化／住・都

### 【避難場所の指定】

- 福祉避難所の指定・協定締結／保・福

- 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）の耐震化 / 保・福
- 市施設の耐震化 / 教育
- 公立学校の耐震化 / 教育
- 公立社会体育施設の耐震化 / 教育

#### 【公共施設の老朽化対策】

- 市営住宅の老朽化対策 / 住・都
- 児童福祉施設の老朽化対策 / 保・福
- 公共施設の機能強化 / 住・都
- 国保診療所施設の維持管理 / 保・福

#### 【道路・橋梁の防災対策】

- 道路施設の防災対策 / 横断
- 橋梁の防災対策 / 横断

#### 【避難行動の支援】

- 福祉避難所開設体制の整備 / 横断
- 避難行動要支援者名簿の作成 / 保・福
- 自主防災組織の育成・強化 / 横断

#### 【地域消防力の強化】

- 消防団活動の充実強化 / 消防

#### 【空き家対策】

- 危険空き家等の発生防止 / 住・都



## 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

### 脆弱性評価のポイント

- 河川の治水対策が必要
- 福祉避難所の運営方法の確立が必要
- 消防力の強化が必要
- 住民に対する避難行動の支援強化が必要

### 脆弱性評価結果

#### ■ 河川の治水対策

- 未改修準用河川は、異常気象時に周辺への冠水が生じているため、計画的な推進を図る必要がある。 / 国・交
- 異常降雨によるバックウォーター現象などの被害が想定されるため、日常的に河川の維持管理を行う必要がある。 / 国・交

#### ■ 地域消防力の強化

- 人口減によって消防団員が年々減少傾向にあるため、消防団員を安定的に確保する必要がある。 / 消防

#### ■ 避難行動の支援

- 福祉避難所の円滑な開設のため、福祉避難所の運営方法の確立と布団や液体ミルクなどの支援物資を備蓄する必要がある。 / 横断
- 災害時の避難行動については、繰り返しの周知が必要であるため、台風シーズンのみならず、定期的に市民周知を図る必要がある。 / 行政
- 水防法に基づき、要配慮者利用施設の防災体制が適切にとられている。 / 保・福

- 水害対策の具体的な取組を推進するため、洪水減災対策研修会などへの参加により、水害に関する住民向け情報の提供方法を習得する必要がある。／国・交
- 市民の防災意識を高めるため、ハザードマップを活用した研修会の開催とマップの随時見直しを図る必要がある。／横断

## 対応方策

### 【河川の治水対策】

- 河川整備 ／国・交
- 河川の機能維持 ／国・交

### 【地域消防力の強化】

- 消防団活動の充実強化 [1-1 から再掲]  
／消防

### 【避難行動の支援】

- 福祉避難所開設体制の整備 [1-1 から再掲]  
／横断
- 防災体制の強化及び避難行動の周知  
／行政
- 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）における防災体制の強化 ／保・福
- 水害に関する情報提供等の強化  
／国・交
- ハザードマップの活用 ／横断



## 1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

### 脆弱性評価のポイント

- 消防力の強化が必要
- 住民に対する避難行動の支援強化が必要
- 農村地域の防災対策が必要
- 土砂災害に対する対策が必要

### 脆弱性評価結果

#### ■ 地域消防力の強化

- 人口減によって消防団員が年々減少傾向にあるため、消防団員を安定的に確保する必要がある。／消防

#### ■ 避難行動の支援

- 福祉避難所の円滑な開設のため、福祉避難所の運営方法の確立と布団や液体ミルクなどの支援物資を備蓄する必要がある。／横断
- 土砂災害防止法に基づき、要配慮者利用施設の防災体制が適切にとられている。／保・福
- 市民の防災意識を高めるため、ハザードマップを活用した研修会の開催とマップの随時見直し

を図る必要がある。／ 横断

#### ■ 農村地域の防災対策

- ため池等の管理者の管理意識の低下がみられるため、意識啓発と維持管理の徹底を図る必要がある。／ 横断

#### ■ 土砂災害対策

- 危険個所の円滑な指定を行うため、土砂災害防止法による危険個所に指定されている土地所有者への意識啓発を進めながら、県事業による危険地指定の支援を図る必要がある。／ 国・交
- 森林の維持・造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源かん養等を図るべく保安林の指定を進め、県事業による治山事業の推進の支援を図る必要がある。／ 国・交

### 対応方策

#### 【地域消防力の強化】

- 消防団活動の充実強化 [1-1 から再掲]  
／ 消防

#### 【避難行動の支援】

- 福祉避難所開設体制の整備 [1-1 から再掲] ／ 横断
- 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）における防災体制の強化 [1-2 から再掲]  
／ 保・福
- ハザードマップの活用 [1-2 から再掲]  
／ 横断

#### 【農村地域の防災対策】

- ため池等の保全対策 ／ 横断

#### 【土砂災害対策】

- 土砂災害対策施設の整備 ／ 国・交
- 山地災害危険地区治山施設の整備  
／ 国・交



## 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### 脆弱性評価のポイント

- 豪雪に対応できる機材の確保が必要
- 住民に対する避難行動の支援強化が必要

### 脆弱性評価結果

#### ■ 豪雪対策

- 除雪機械が導入後 25 年を経過しているため、機能維持を図る必要がある。／ 国・保

## ■ 避難行動の支援

- 福祉避難所の円滑な開設のため、福祉避難所の運営方法の確立と布団や液体ミルクなどの支援物資を備蓄する必要がある。／ 横断
- 豪雪等による交通障害時の人命救助を優先するため、関係機関との訓練による連携・強化を図る必要がある。／ 消防

### 対応方策

#### 【豪雪対策】

- 除雪業務体制の強化 / 国・交

#### 【避難行動の支援】

- 福祉避難所開設体制の整備 [1-1 から再掲] / 横断
- 交通障害に係る関係機関との連携強化 / 消防



1-5

情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### 脆弱性評価のポイント

- 情報通信利用環境の強化が必要
- 防災教育の推進が必要
- 消防力の強化が必要
- 住民に対する避難行動の支援強化が必要

### 脆弱性評価結果

#### ■ 情報通信利用環境の整備

- 主要幹線沿いに携帯電話の不感エリアが存在しているため、携帯電話基地局の整備により不感エリアの解消を図る必要がある。／ 情報
- 災害時に安定的に情報伝達を行うため、防災行政無線のデジタル化と、多種多様な情報伝達手段の構築を図る必要がある。／ 情報
- ケーブルテレビの同軸ケーブル (HFC 方式) のエリアは、整備後 20 年が経過し、老朽化が進行しているため、耐災害性を強化する必要がある。／ 情報

#### ■ 防災教育の推進

- 防災教育の推進のため、関係機関が連携した訓練等の実施により、地域全体での防災意識の向上に努める必要がある。／ 教育

## ■ 地域消防力の強化

- 人口減によって、消防団員が年々減少傾向にあるため、消防団員を安定的に確保する必要がある。／ 消防

## ■ 避難行動の支援

- 観光客に対する避難誘導情報が不足しているため、避難誘導サインの設置や災害情報の多言語化を図る必要がある。／ 産業
- 地域防災拠点の充実のため、地区センター及び消防団との情報伝達体制の強化を図る必要がある。／ 消防
- 自発的な地域防災研修会の取組が少ないため、地域が自発的に行う防災活動の取組を支援する必要がある。／ 横断
- 災害時は、入所者の移動に時間を要するため、高齢者福祉施設等のある地域住民の避難支援協力や、他地域の施設との連携を図る必要がある。／ 保・福

## 対応方策

### 【情報通信利用環境の整備】

- 携帯電話等エリア整備 ／ 情報
- デジタル防災無線整備 ／ 情報
- 遠野テレビ伝送路の光化 (FTTH) ／ 情報

### 【防災教育の推進】

- 防災教育の推進 ／ 教育

### 【地域消防力の強化】

- 消防団活動の充実強化 [1-1 から再掲]  
／ 消防

### 【避難行動の支援】

- 観光施設の情報伝達体制の強化 ／ 産業
- 地域防災拠点との連絡体制の強化 ／ 消防
- 自主防災組織の育成・強化 [1-1 から再掲]  
／ 横断
- 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）における避難行動の支援 ／ 保・福





## 【目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること】

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 脆弱性評価のポイント

- 避難道路の防災対策の強化が必要
- 支援物資等の供給体制の構築が必要
- 住民に対する避難行動の支援強化が必要
- 防災拠点の機能強化が必要
- 応急給水体制の確保が必要

#### 脆弱性評価結果

- **道路の防災対策**
  - 異常気象に対応するため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。／ 横断
- **支援物資等の供給体制の構築**
  - 災害時に、協定に基づく活動を円滑に行うため、防災訓練などを通じて、連携体制の強化を図る必要がある。／ 訓・練
  - 災害用医薬品等の確保のため、確保が必要な医薬品等のリストを事前に作成し、災害対策本部からすぐに要請できるような体制を構築する必要がある。／ 横断
  - 災害時は食材の確保及び調理を必要とするため、訓練の実施により、対応力の強化を図る必要がある。／ 訓・連
  - 災害時の非常食確保のため、アレルギー対応食も含めて、人口の1/3の1日分に相当する食料27,000食を備蓄する必要がある。／ 消防
- **避難行動の支援**
  - 災害時は、住民の自主的行動が重要であるため、避難訓練のための地域リーダーを育成する必要がある。／ 消防
  - 要配慮者（難病患者等）への医療的支援のため、災害医療コーディネーター及び保健所と連携を図り、DMAT（Disaster Medical Assistance Team）、DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）等の早期招聘及び支援体制の構築を図る必要がある。／ 保・福
- **防災拠点の整備**
  - 災害時は、道路利用者等の一時避難者の受入が想定されるため、受け入れスペースと最低限の備蓄機能の整備を図る必要がある。／ 国・交
- **応急給水体制の確保**
  - 応急給水体制の整備のため、給水用資材の整備を図る必要がある。／ 住・都

## 対応方策

### 【道路・橋梁の防災対策】

- 道路施設の防災対策 [1-1 から再掲]  
／ 横断

### 【支援物資等の供給体制の構築】

- 支援物資等供給協定による訓練の実施  
／ 訓・連
- 災害用医薬品等の確保 / 横断
- 食料支援体制の強化 / 訓・連
- 備蓄食料の確保 / 消防

### 【避難行動の支援】

- 防災意識の向上 / 消防
- 要配慮者（難病患者等）への医療的支援  
／ 保・福

### 【防災拠点整備】

- 防災拠点の機能強化 / 国・交

### 【応急給水体制の確保】

- 応急給水体制の整備 / 住・都



## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

### 脆弱性評価のポイント

- 避難道路の防災対策の強化が必要
- 支援物資等の供給体制の構築が必要
- 住民に対する避難行動の支援強化が必要

### 脆弱性評価結果

- 道路の防災対策  
 異常気象に対応するため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。 / 横断
- 支援物資等の供給体制の構築  
 災害用医薬品等の確保のため、確保が必要な医薬品等のリストを事前に作成し、災害対策本部からすぐに要請できるような体制を構築する必要がある。 / 横断
- 住民避難行動の支援  
 災害時は、孤立集落の発生が予想されるため、ハザードマップを活用して、孤立集落の現状把握を進める必要がある。 / 横断  
 災害時の自衛隊等の受入のため、大規模災害を想定した緊急消防援助隊ブロック訓練への継続参加により、受援計画の見直しを行う必要がある。 / 消防  
 要配慮者（難病患者等）への医療的支援のため、災害医療コーディネーター及び保健所と連携を図り、DMAT (Disaster Medical Assistance Team)、DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) 等の早期招聘及び支援体制の構築を図る必要がある。 / 保・福

## 対応方策

### 【道路の防災対策】

- 道路施設の防災対策 [1-1 から再掲]  
／ 横断

### 【支援物資等の供給体制の構築】

- 災害用医薬品等の確保 [2-1 から再掲]  
／ 横断

### 【住民避難行動の支援】

- 孤立地区を想定した訓練 ／ 消防
- 自衛隊、消防機関との連携強化 ／ 消防
- 要配慮者（難病患者等）への医療的支援  
[2-1 から再掲] ／ 保・福



2-3

自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

## 脆弱性評価のポイント

- 避難道路の防災対策の強化が必要
- 消防力の強化が必要

## 脆弱性評価結果

### ■ 道路・橋梁の防災対策

- 異常気象に対応するため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。／ 横断
- 「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋あるため、早期に橋梁の老朽化対策を図る必要がある。／ 横断

### ■ 地域消防力の強化

- 救急救命士の処置拡大及び高度な技術に対応するため、更なる資質の向上を図る必要がある。／ 消防
- 災害時の消防車両等の燃料確保のため、関係団体との具体的な連携体制を構築する必要がある。／ 消防

## 対応方策

### 【道路・橋梁の防災対策】

- 道路施設の防災対策 [1-1 から再掲]  
／ 横断
- 橋梁の防災対策 [1-1 から再掲]  
／ 横断

### 【地域消防力の強化】

- 救急救命士及び救急隊員の人材確保  
／ 消防
- 消防活動の充実強化 ／ 消防



## 脆弱性評価のポイント

- 避難道路・橋梁の防災対策の強化が必要
- 医療情報のバックアップ体制の構築が必要
- 支援物資等の供給体制の構築が必要
- 社会福祉施設、児童福祉施設の老朽化対策が必要
- 要配慮者への支援体制の構築が必要

## 脆弱性評価結果

## ■ 道路・橋梁の防災対策

- 異常気象に対応するため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。／ 横断
- 「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋あるため、早期に橋梁の老朽化対策を図る必要がある。／ 横断

## ■ 医療情報のバックアップ体制の構築

- 全県的な医療情報連携を推進するため、医療情報のバックアップ体制の前提である、電子カルテの導入率を向上させる必要がある。／ 保・福
- 全県的な医療情報連携を推進するため、医療機関等の岩手中部地域医療情報ネットワークへの加入率を向上させる必要がある。／ 保・福
- 全県的な医療情報連携を推進するため、市民の岩手中部地域医療情報ネットワークへの参加率を向上させる必要がある。／ 保・福
- 災害時の意思決定の精度を高めるため、現在運用されていない、EMISを運用した医療機関の運営状況や避難所運営状況の確認、及び災害診療記録とJ-SPEED (Surveillance in Post Extreme Emergencies and Disasters - Japan version) とのセット運用により、避難所等のDMAT活動の体制整備を図る必要がある。／ 保・福

## ■ 支援物資等の供給体制の構築

- 災害用医薬品等の確保のため、確保が必要な医薬品等のリストを事前に作成し、災害対策本部からすぐに要請できるような体制を構築する必要がある。／ 横断

## ■ 施設の耐震化

- 市内保育所13箇所、児童館7箇所のうち、新耐震基準以前に建築した保育所3箇所、児童館1箇所について、改築等により老朽化対策を図る必要がある。／ 保・福
- 各法人が運営する要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）の耐震化状況が不明であるため、耐震診断の実施状況、耐震改修の必要性の有無を確認する必要がある。／ 保・福

## ■ 要配慮者への支援

- 要配慮者（難病患者等）に対する医療的支援のため、災害医療コーディネーター及び保健所と連携を図り、DMAT (Disaster Medical Assistance Team)、DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) 等の早期招聘及び支援体制の構築を図る必要がある。／ 保・福

- 避難所運営の中で編成される「要配慮者支援班」と介護専門職等との連携を図るため、介護技術等を有する福祉施設と施設所在地の地域住民が相互に連携して、要配慮者への支援を行う仕組みを作る必要がある。／保・福
- 支援が必要な市内の障害者の把握と多種多様な相談ニーズに対応するため、社会福祉法人陸会等、障害者事業に携わる専門の相談員等の配置及び協力に係る体制整備を図る必要がある。／保・福
- 災害時の福祉避難所等における福祉的支援について、岩手県災害福祉広域支援推進機構と具体的な手順が協議されていないため、連携を図る必要がある。また、災害時における要配慮者への避難所運営における配慮等について、市民周知を図る必要がある。／保・福
- 「遠野市避難所運営マニュアル」のとおり、避難所運営の中で編成される「要配慮者支援班」との連携が必要である。／保・福
- 訪日外国人観光客などの避難支援に対応するため、通訳ボランティアの育成と、食事、宗教、文化等の違いがあることへの認識と十分に配慮をする必要がある。／保・福
- 避難所等における、避難生活者の心身の安定を確保するため、こころのケア活動を担う人材の育成や、関係機関のネットワークの強化などの取組を実施していく必要がある。／保・福
- 福祉避難所の円滑な開設のため、福祉避難所の運営方法の確立と布団や液体ミルクなどの支援物資を備蓄する必要がある。／保・福

## 対応方策

### 【道路・橋梁の防災対策】

- 道路施設の防災対策 [1-1 から再掲]  
／横断
- 橋梁の防災対策 [1-1 から再掲] ／横断

### 【医療情報のバックアップ体制の構築】

- 市内医療機関の医療情報の電子化の推進  
／保・福
- 岩手中部地域医療情報ネットワークへの加入促進  
／保・福
- 岩手中部地域医療情報ネットワークへの参加促進  
／保・福
- 医療情報の電子化  
／保・福

### 【支援物資等の供給体制の構築】

- 災害用医薬品等の確保 [2-1 から再掲]  
／横断

### 【施設の耐震化】

- 児童福祉施設の老朽化対策 [1-1 から再掲]  
／保・福
- 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）の耐震化 [1-1 から再掲] ／保・福

### 【要配慮者への支援】

- 要配慮者（難病患者等）への医療的支援 [2-1 から再掲] ／保・福
- 福祉避難所等における福祉的支援  
／保・福
- 避難所等における要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援  
／保・福
- 要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援  
／保・福
- 避難所等における男女のニーズの違いに配慮した支援  
／保・福
- 外国人への支援  
／保・福
- こころのケア体制の確保  
／保・福
- 福祉避難所における要配慮者への支援  
／保・福



## 2-5 被災地における感染症等の大規模発生

### 脆弱性評価のポイント

- し尿処理施設の被災対策が必要
- 感染症まん延防止対策の検討が必要
- 消防力の強化が必要

### 脆弱性評価結果

- し尿処理施設の被災対策
- し尿処理施設が被災した場合に備えるため、広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等と連携体制の構築を図る必要がある。／保・福
- 感染症対策
- いわて ICAT（Infection Control Assistance Team）との訓練による連携実績がないため、避難所での感染症患者の発生時の対応方針の周知や、隔離方法（トレーラーハウス、ダンボールハウスの確保）について検討する必要がある。／保・福
- 地域消防力の強化
- 消防活動隊の安全管理体制の充実を図るため、県、医療機関と訓練を継続する必要がある。／消防

### 対応方策

#### 【し尿処理施設の被災対策】

- し尿処理対策 ／ 保・福

#### 【感染症対策】

- 感染症まん延防止対策 ／ 保・福

#### 【地域消防力の強化】

- 消防活動隊の関係機関との連携強化 ／ 消防



## 2-6 災害救助における活動拠点、資機材等の不足

### 脆弱性評価のポイント

- 支援物資等の供給体制の構築が必要
- 医療活動拠点の体制構築が必要
- 消防力の強化が必要
- 市民の避難行動に対する支援が必要

### 脆弱性評価結果

#### ■ 支援物資等の供給体制の構築

- 災害用医薬品等の確保のため、確保が必要な医薬品等のリストを事前に作成し、災害対策本部からすぐに要請できるような体制を構築する必要がある。／ 横断

#### ■ 医療活動拠点の確保

- 災害時における透析患者への支援について、代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保など対策を講じる必要がある。／ 保・福
- 災害時における医療救援活動を迅速かつ適切に行うため、今後も各医療機関と密接な連携を図る必要がある。また、薬剤師会との連携や協定締結を検討する必要がある。／ 保・福

#### ■ 地域消防力の強化

- 消防・救急体制の強化のため、消防車両の老朽化に伴う計画的な更新整備を図る必要がある。／ 消防
- 各町の防災資機材等の装備品が未更新であるため、計画的な更新が必要である。／ 消防

### 対応方策

#### 【支援物資等の供給体制の構築】

- 災害用医薬品等の確保 [2-1 から再掲] ／ 横断

#### 【医療活動拠点の確保】

- 要配慮者（透析患者）への医療的支援 ／ 保・福
- 医療提供体制の構築・強化 ／ 保・福

#### 【避難行動の支援】

- 消防・救急体制の強化 ／ 消防
- 防災資機材の強化 ／ 消防



## 【目標3 必要不可欠な行政機能を維持すること】

### 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

#### 脆弱性評価のポイント

- 消防力の強化が必要
- 行政情報通信基盤の強化が必要
- 防災拠点へのエネルギー供給体制の構築が必要
- 庁舎機能の強化が必要

#### 脆弱性評価結果

##### ■ 地域消防力の強化

- 災害時は、常備消防活動隊だけでは対応できないため、近隣消防本部（花巻・釜石）の受援体制を強化する必要がある。／ 消防
- 消防活動の情報伝達に支障を来す恐れがあるため、通信機器の更新整備を図る必要がある。／ 消防
- 耐震水槽の老朽化が進んでいるため、耐震性の防火水槽を設置する必要がある。／ 消防

##### ■ 行政情報通信基盤の強化

- 自治体行政データのバックアップのため、遠隔地バックアップ体制を整備する必要がある。／ 行政

##### ■ 燃料供給体制の構築

- 災害時の防災拠点へのエネルギー供給体制の整備のため、市内の防災拠点に設置した太陽光発電設備及び蓄電池等を定期的に点検する必要がある。／ 行政

##### ■ 庁舎機能の強化

- 人口減少等による行政資源の減少に対応するため、非常災害時における優先的に実施すべき業務を特定する必要がある。／ 行政

#### 対応方策

##### 【消防体制の強化】

- 消防活動体制の強化 ／ 消防
- 災害通信網の充実強化 ／ 消防
- 消防水利の整備 ／ 消防

##### 【行政情報通信基盤の強化】

- 行政情報通信基盤の強化 ／ 行政

##### 【燃料供給体制の構築】

- 災害時における防災拠点へのエネルギー供給対策 ／ 行政

##### 【庁舎機能の強化】

- 行政内部の連携体制 ／ 行政





## 【目標4 地域経済システムを機能不全に陥らせないこと】

### 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

#### 脆弱性評価のポイント

- 避難道路・橋梁の防災対策の強化が必要
- 企業の体制強化に対する支援が必要

#### 脆弱性評価結果

##### ■ 道路・橋梁の防災対策

- 異常気象に対応するため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。／ 横断
- 「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋であるため、早期に橋梁の老朽化対策を図る必要がある。／ 横断

##### ■ 企業の体制強化

- 企業における業務継続計画制度について、趣旨等の普及・啓発により策定を促す必要がある。／ 産業
- 金融機関、商工団体等と連携し、金融支援に対応する連携確認を、定期的に行う必要がある。／ 産業
- 創業相談者に対する、支援策や支援機関の相談に応じるため、職員のスキルアップを図るとともに、経営基礎を習得する講座を開催する必要がある。／ 人材

#### 対応方策

##### 【道路・橋梁の防災対策】

- 道路施設の防災対策 [1-1 から再掲]  
／ 横断
- 橋梁の防災対策 [1-1 から再掲]  
／ 横断

##### 【企業の体制強化】

- 企業における業務継続計画体制の強化  
／ 産業
- 被災企業への相談体制の整備  
／ 産業
- 被災企業への金融支援  
／ 産業
- 人材育成を通じた産業の体質強化  
／ 人材



## 4-2 食料等の安定供給の停滞

### 脆弱性評価のポイント

- 避難道路・橋梁の防災対策の強化が必要

### 脆弱性評価結果

#### ■ 道路・橋梁の防災対策

- 異常気象に対応するため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。／ 横断
- 「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋であるため、早期に橋梁の老朽化対策を図る必要がある。／ 横断

### 対応方策

#### 【道路・橋梁の防災対策】

- 道路施設の防災対策 [1-1 から再掲]      ● 橋梁の防災対策 [1-1 から再掲] ／ 横断  
／ 横断



## 4-3 地域交通ネットワークの機能停止

### 脆弱性評価のポイント

- 公共交通体制の整備が必要

### 脆弱性評価結果

#### ■ 交通基盤の強化

- 市の面積が825 km<sup>2</sup>と広く、集落が点在しているため、路線バス事業者、タクシー事業者、観光バス事業者等を含めた公共交通体制を整備する必要がある。／ 国・交

### 対応方策

#### 【交通基盤の強化】

- 生活交通の維持・確保 ／ 国・交



## 【目標5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図ること】

### 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

#### 脆弱性評価のポイント

- 新エネルギーによるエネルギー確保が必要

#### 脆弱性評価結果

- エネルギー確保

□ 木質バイオマスの安定供給のため、通年の熱量需要先を確保する必要がある。／ 産業

#### 対応方策

##### 【エネルギー確保】

- 新エネルギーの導入促進／ 産業



### 5-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止

#### 脆弱性評価のポイント

- 上下水道施設の老朽化対策が必要

#### 脆弱性評価結果

- 上下水道施設の耐震化

□ 基幹管路の耐震適合性のある管の割合は45.7%で、県平均を2.6ポイント上回っているが、耐震管の割合は7.8%と県平均を12.8ポイント下回っているため、老朽管を更新し、耐震化率の向上を図る必要がある。／ 住・都

□ 遠野浄化センターは、耐震化指針に適合していないため、耐震化を図る必要がある。／ 住・都

#### 対応方策

##### 【上下水道施設の耐震化】

- 水道施設の耐震化促進／ 住・都
- 下水道施設等の耐震化／ 住・都



## 5-3 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

### 脆弱性評価のポイント

- 道路網・橋梁の防災対策の整備が必要

### 脆弱性評価結果

#### ■ 道路・橋梁の防災対策

- 異常気象に対応するため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。／ 横断
- 「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋であるため、早期に橋梁の老朽化対策を図る必要がある。／ 横断

### 対応方策

#### 【道路・橋梁の防災対策】

- 道路施設の防災対策 [1-1 から再掲]  
／ 横断
- 橋梁の防災対策 [1-1 から再掲]  
／ 横断



## 【目標6 制御不能な二次災害を発生させないこと】

### 6-1 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### 脆弱性評価のポイント

- 農山村地域の防災対策の強化が必要
- 住民避難行動の支援が必要

#### 脆弱性評価結果

- 農山村地域の防災対策 ●
  - ため池等の管理者の管理意識の低下がみられるため、意識啓発と維持管理の徹底を図る必要がある。／ 横断
- 避難行動の支援 ●
  - 市民の防災意識を高めるため、ハザードマップを活用した研修会の開催と、マップの随時見直しを図る必要がある。／ 横断

#### 対応方策

##### 【農山村地域の防災対策】

- ため池等の保全対策 [1-3 から再掲]  
／ 横断

##### 【避難行動の支援】

- ハザードマップの活用 [1-2 から再掲]  
／ 横断



### 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 脆弱性評価のポイント

- 農山村地域の防災対策が必要
- 農林業基盤の強化が必要

#### 脆弱性評価結果

- 農山村地域の防災対策 ●
  - 危険個所の円滑な指定を行うため、土砂災害防止法による危険個所に指定されている土地所有者に対して、意識啓発を進めながら県事業による危険地指定の支援を図る必要がある。／ 国・交
  - 森林の維持・造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源かん養等を図るべく保安林の指定を進め、県事業による治山事業の推進の支援を図る必要がある。／ 国・交

- 災害時の復元を容易にするため、国土調査の推進を図る必要がある。／ 国・交

### ■ 農林業基盤の強化

- 農業の担い手による効率的な作業環境の整備のため、ほ場整備の促進を図るとともに、耕作放棄地や不作付地の解消対策を図る必要がある。／ 産業
- 森林の荒廃防止のため、森林整備事業等による伐採跡地への造林、間伐などを継続し、健全な山林整備を図る必要がある。／ 産業
- 農業後継者の育成のため、新規就農者の確保・育成と、集落営農の組織強化を図る必要がある。／ 産業

## 対応方策

### 【農山村地域の防災対策】

- 土砂災害対策施設の整備 [1-3 から再掲]  
／ 国・交
- 山地災害危険地区治山施設の整備 [1-3  
から再掲] ／ 国・交
- 国土調査の促進 ／ 国・交

### 【農林業基盤の強化】

- 農地整備の促進 ／ 産業
- 山林整備の促進 ／ 産業
- 農業後継者等の育成 ／ 産業



## 【目標7 地域社会・経済を迅速に再建・回復すること】

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 脆弱性評価のポイント

- 災害廃棄物の処理対策の構築が必要

#### 脆弱性評価結果

- **災害廃棄物等の処理**
- 災害廃棄物の処理対策の確立のため、災害時の速やかな連絡体制と廃棄物の種別に応じた処理ルート構築を図る必要がある。／住・都
- 災害時の油の流出に対応するため、応急措置体制の整備を図る必要がある。／国・交

#### 対応方策

##### 【災害廃棄物等の処理】

- 災害廃棄物処理対策 / 住・都
- 流出油対策 / 国・交



### 7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 脆弱性評価のポイント

- 災害ボランティアの活動支援が必要
- 災害時の連携体制の構築が必要
- 農林水産業の担い手確保対策が必要
- 創業者の育成支援が必要
- 応急仮設住宅の体制整備が必要
- 防災教育の推進が必要
- 文化を守る人材の育成が必要

#### 脆弱性評価結果

- **災害ボランティアの活動支援**
- 災害時のボランティアの受入等について、人的体制が整っていないため、関係機関との連携により支援体制を強化する必要がある。／保・福
- **災害時の連携体制の構築**
- 災害時に円滑な復旧を進めるため、連携が必要とされる団体と協定締結を図る必要がある。

／ 訓・連

■ 農林水産業の担い手確保

- 地域農業を牽引する経営体の育成と、新規就農者の確保・育成を図る必要があり、また、効率的かつ安定的な農業経営を進めるため、集落営農の組織強化を進める必要がある。／ 産業

■ 創業者の育成支援

- 創業相談者に対する、支援策や支援機関の相談に応じるため、職員のスキルアップを図るとともに、経営基礎を習得する講座を開催する必要がある。／ 産業

■ 応急仮設住宅の体制整備

- 災害時の円滑な応急仮設住宅の整備のため、選定されている応急仮設住宅の候補地の見直しを行う必要がある。／ 行政
- 災害時の仮設住宅の入居事務について、円滑な受付を進めるため、申請しやすい環境を作る必要がある。／ 住・都

■ 防災教育の推進

- 心の教育の推進や復興教育の推進のため、地域や社会をよくすることや人が困っているときに進んで助けようとする人材を、さらに育成する必要がある。／ 教育

■ 文化を守る人材の育成

- 東日本大震災や、平成28年の台風10号で培った文化財防災意識や、レスキュー技術を継承するため、地域の文化を守る人材の育成を図る必要がある。／ 人材

対応方策

【災害ボランティアの活動支援】

- 災害ボランティア支援ネットワークの構築  
／ 保・福

【災害時の連携体制の構築】

- 災害時連携体制整備 ／ 訓・連

【農林水産業の担い手確保】

- 農業後継者等の育成 ／ 産業

【創業者の育成支援】

- 人材育成を通じた産業の体質強化 [4-1 から再掲] ／ 人材

【応急仮設住宅の体制整備】

- 応急仮設住宅の建設予定地確保 ／ 行政
- 仮設住宅管理等を処理するシステムの導入  
／ 住・都

【防災教育】

- 豊かな人間性の育成 ／ 教育

【文化を守る人材の育成】

- 地域の文化を守る人材育成 ／ 人材





## 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 脆弱性評価のポイント

- 地域コミュニティ力の強化が必要

### 脆弱性評価結果

#### ■ 地域コミュニティ力の強化

- 農業集落機能の維持・保全のため、地域コミュニティ機能を維持しながら、水路・農道の老朽化対策を進めていく必要がある。／ 産業
- 地域運営体制の確立のため、小さな拠点による地域づくりの促進と、市民協働事業の拡充を図る必要がある。／ 住・都
- 地域が自発的に行う防災活動の取組を強化するため、自主防災組織の研修及び防災訓練等を促進していく必要がある。／ 人材
- 適切な森林整備による森林保全のため、森林の手入れ等の協働活動や、将来的に自立的な林業経営を目指す活動を支援していく必要がある。／ 産業
- 防災リーダーの人材を育成するため、各地域で課題解決に対応できる人材を確保する必要がある。／ 消防
- 災害時に損失の恐れがある文化財が多いため、所有者との連絡体制や職員の応援体制を強化し、周辺住民との連携体制を強化する必要がある。／ 教育

### 対応方策

#### 【地域コミュニティ力の強化】

- 農村地域における共同活動の取組の維持・活性化／ 産業
- 地域運営組織体制の構築／ 住・都
- 地域コミュニティの再構築／ 人材
- 森林保全の活動支援／ 産業
- 地域防災力の強化／ 消防
- 文化財防災組織の編成・訓練／ 教育



# V

## 施策分野ごとの対応方策

### 1 個別施策分野

／施策の末尾はリスクシナリオのコード

#### ① 行政機能・情報通信

##### ア 行政機能（施策の名称/施策の概要）

- 防災体制の強化及び避難行動の周知  
／ 1-2  
災害時にとるべき避難行動についての住民周知の徹底
- 行政情報通信基盤の強化 / 3-1  
自治体クラウドの推進とバックアップ体制の整備
- 災害時における防災拠点へのエネルギー供給対策 / 3-1  
防災拠点の充実
- 行政内部の連携体制 / 3-1  
非常時に優先すべき業務の特定及び災害時に備えた職員体制の構築
- 応急仮設住宅の建設予定地確保 / 7-2  
建設予定地候補の事前準備



##### イ 消防（施策の名称/施策の概要）

- 交通障害に係る関係機関との連携強化  
／ 1-4  
交通障害を想定した関係機関との訓練の実施
- 地域防災拠点との連絡体制の強化 / 1-5  
地域防災拠点との連絡手段となる情報伝達体制の整備
- 備蓄食料の確保 / 2-1  
備蓄食料の計画的な確保
- 防災意識の向上 / 2-1  
自主的な避難訓練の実施
- 孤立地区を想定した訓練 / 2-2  
ハザードマップを活用した孤立想定地区の把握
- 自衛隊、消防機関との連携強化 / 2-2  
緊急消防援助隊との連携強化
- 消防用活動の充実強化 / 2-3  
大規模災害時の消防活動におけるエネルギーの確保
- 消防活動隊の関係機関との連携強化 / 2-5  
消防活動隊の県、医療機関との連携強化
- 消防・救急体制の強化 / 2-6  
消防車両・資機材の計画的な更新
- 防災資機材の強化 / 2-6  
装備品の定期点検、計画的な更新
- 消防活動体制の強化 / 3-1  
消防活動人員の確保など消防活動体制の強化
- 災害通信網の充実強化 / 3-1  
消防通信指令システムの計画的な更新
- 消防水利の整備 / 3-1  
消防水利の計画的な整備

- 消防団活動の充実強化 / 1-1・1-2・1-3  
消防団員の安定的な確保

- 地域防災力の強化 / 7-3  
自助、共助による自発的な防災活動の促進



## ウ 教育 （施策の名称/施策の概要）

- 公立学校の耐震化 / 1-1  
校舎、屋内運動場の耐震化の推進
- 公立社会体育施設等の耐震化 / 1-1  
生涯学習スポーツ施設（旧小友中・旧土淵中・旧上郷中の体育館）の耐震化の推進
- 防災教育の推進 / 1-5  
学校・家庭・地域・防災関係機関等が連携した防災教育の充実
- 豊かな人間性の育成 / 7-2  
豊かな感性を育み、命や思いやりを大切にする心の教育の推進や復興教育の推進
- 文化財防災体制の構築 / 7-3  
文化財所有者・行政関係機関・消防・周辺住民との連携体制を構築



## エ 情報通信 （施策の名称/施策の概要）

- 携帯電話等エリア整備 / 1-5  
携帯電話の不感エリアの解消
- デジタル防災無線整備 / 1-5  
デジタル防災行政無線の整備工事
- 遠野テレビ伝送路の光化（FTTH） / 1-5  
ケーブルテレビ伝送路の光化の推進



## オ 訓練・連携体制 （施策の名称/施策の概要）

- 支援物資等供給協定による訓練の実施 / 2-1  
災害時における物資供給に係る応援協定を活かした訓練の促進
- 食料支援体制の強化 / 2-1  
給食設備を活用した食料支援体制の充実
- 災害時連携体制整備 / 7-2  
災害時の連携が必要とされる団体との協定締結



## カ 人材育成 （施策の名称/施策の概要）

- 地域コミュニティの再構築 / 7-3  
防災リーダーの人材確保
- 救急救命士及び救急隊員の人材育成 / 2-3  
救急救命士の養成及び救急隊員の研修会への参加
- 人材育成を通じた産業の体質強化 / 4-1・7-2  
創業塾の開催等による創業者の確保
- 地域の文化を守る人材育成 / 7-2  
本市の自然、歴史、先人を学び、地域に対する誇りと愛着を育みながらの、復旧・復興を担う人材の育成



## ② 住宅・都市分野（施策の名称/施策の概要）

- 市営住宅の老朽化対策 / 1-1  
社会資本整備総合交付金による市営住宅等長寿命化の促進
- 一般住宅の耐震化 / 1-1  
一般住宅の耐震化の促進
- 市施設の耐震化 / 1-1  
市施設の耐震化の促進
- 危険空き家等の発生防止 / 1-1  
危険空き家になる恐れのある家屋の除去・未然防止
- 公共施設の機能強化 / 1-1  
大規模改修と設備の拡充
- 応急給水体制の整備 / 2-1  
応急給水資材の整備
- 水道施設の耐震化促進 / 5-2  
水道施設の老朽管更新、耐震化対策
- 下水道施設等の耐震化 / 5-2  
下水道施設の耐震化促進
- 災害廃棄物処理対策 / 7-1  
災害廃棄物の広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携
- 応急仮設住宅管理等を処理するシステムの導入 / 7-2  
仮設住宅入居管理等のシステム化
- 地域運営組織体制の構築 / 7-3  
小さな拠点による地域づくりの促進と、市民協働事業の拡充



## ③ 保健医療・福祉分野（施策の名称/施策の概要）

- 国保診療所施設の維持管理 / 3-1  
良好な国保診療所施設環境の保持
- 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）の耐震化 / 1-1・2-4  
要配慮者利用施設の耐震化の促進
- 避難行動要支援者名簿の作成 / 1-1  
避難行動要支援者名簿の更新・活用
- 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）における防災体制の強化 / 1-2・1-3  
水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の防災体制の構築
- 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）における避難行動の支援 / 1-5  
要配慮者利用施設における避難行動の支援
- 市内医療機関の医療情報の電子化の推進 / 2-4  
全県的な医療情報の連携、バックアップの前提である市内医療機関における医療情報の電子化の推進
- 要配慮者（難病患者等）への医療的支援 / 2-4  
要配慮者（難病患者等）への医療的支援
- 避難所等における要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援 / 2-4  
要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援
- 避難所等における男女のニーズの違いに配慮した支援 / 2-4  
男女のニーズの違いに配慮した支援
- 外国人への支援 / 2-4  
言語、食事、宗教、文化等への配慮
- こころのケア体制の確保 / 2-4  
こころのケアを担う人材の育成。関係機関とのネットワークの強化
- 要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援 / 2-4  
障がい者等の相談所開設等
- し尿処理対策 / 2-5  
し尿の広域処理体制の確立及び廃棄物処理団体

- 岩手中部地域医療情報ネットワークへの加入促進 / 2-4  
市内医療機関等における岩手中部地域医療情報ネットワークへの加入促進
- 岩手中部地域医療情報ネットワークへの参加促進 / 2-4  
市民の岩手中部地域医療情報ネットワークへの加入促進
- 医療情報の電子化 / 2-4  
岩手県災害情報システム、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の連携
- 福祉避難所の指定・協定締結 / 1-1  
災害時における要配慮者である要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等を対象とした福祉避難所の指定・協定
- 福祉避難所における福祉的支援 / 2-4  
災害時における福祉避難所での要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）への支援
- との連携体制の構築
- 感染症まん延防止対策 / 2-5  
保健所、いわて感染制御支援チーム（ICAT）との連携
- 要配慮者（透析患者）への医療的支援 / 2-6  
要配慮者（透析患者）への医療的支援
- 医療提供体制の構築・強化 / 2-6  
災害時における医療救護活動に係る市医師会等との連携強化
- 災害ボランティア支援ネットワークの構築 / 7-2  
災害時におけるボランティアの受入れ及び配備の体制構築
- 児童福祉施設の老朽化対策 / 1-1・2-4  
保育所、児童館の改築等



#### ④ 産業分野（施策の名称/施策の概要）

- 情報伝達体制の強化 / 1-5  
観光客（訪日外国人を含む）に対する情報伝達体制の強化
- 企業における業務継続計画体制の強化 / 4-1  
中小企業の業務継続計画の策定促進
- 被災企業への金融支援 / 4-1  
制度融資による円滑な資金供給
- 被災企業への相談体制整備 / 4-1  
甚大な災害発生時における相談対応
- 人材育成を通じた産業の体質強化 / 4-1・7-2  
創業塾の開催等による創業者の確保
- 新エネルギーの導入促進 / 5-1  
公共施設へのチップボイラー整備
- 農地整備の促進 / 6-2  
担い手による効率的な作業環境の整備
- 山林整備の促進 / 6-2  
伐採跡地への造林、間伐などの促進
- 農業後継者等の育成 / 6-2・7-2  
地域農業を牽引する経営体の育成
- 農村地域における共同活動の取組の維持・活性化 / 7-3  
農地・水・環境の保全と資質向上
- 森林保全の活動支援 / 7-3  
森林の環境整備



## ⑤ 国土保全・交通分野 (施策の名称/施策の概要)

- 河川整備 / 1-2  
社会資本整備総合交付金による準用河川の改修整備
- 河川の機能維持 / 1-2  
支障物の除去
- 水害に関する情報提供等の強化 / 1-2  
水害に関する情報提供等に係る具体的な取組の推進
- 土砂災害対策施設の整備 / 1-3・6-2  
土砂災害防止法による危険箇所の指定
- 山地災害危険地区治山施設の整備 / 1-3・6-2  
森林法による保安林の指定
- 除雪業務体制の強化 / 1-4  
除雪機械の更新
- 防災拠点の機能強化 / 2-1  
支援物資等の受け入れ・分配機能や備蓄機能の強化
- 生活交通の維持・確保 / 4-3  
生活交通の維持・確保
- 国土調査の促進 / 6-2  
国土調査業務の実施
- 流出油対策 / 7-1  
油の流出拡散の抑止



## 2 横断的施策分野 (施策の名称/施策の概要)

- ハザードマップの活用 / 1-2・1-3・6-1  
ハザードマップの活用による防災対策の推進
- 自主防災組織の育成・強化 / 1-1・1-2・1-5  
共助による自発的な防災活動の促進
- 福祉避難所開設体制の整備 / 1-1・1-2・1-3・1-4  
福祉避難所の運営方法の確立と支援物資の備蓄
- 災害用医薬品等の確保 / 2-1・2-2・2-4・2-6  
備蓄計画及び物資調達協定等の推進
- 道路施設の防災対策 / 1-1・2-1・2-2・2-3・2-4・4-1・4-2・5-3  
社会資本整備総合交付金による生活に身近な道づくり計画及び舗装長寿命化計画の促進
- 橋梁の防災対策 / 1-1・2-3・2-4・4-1・4-2・5-3  
社会資本整備総合交付金による橋梁長寿命化計画の促進
- ため池等の保全対策 / 1-3・6-1  
ため池等ハザードマップの作成



## 1 重点施策選定の趣旨・選定方法

### (1) 重点施策の選定

第IV章の脆弱性評価の結果に基づく対応方策として掲げた施策のうち、計画期間において優先して取り組む施策を、重点施策として選定する。

選定方法は、施策分野ごとに取りまとめた施策の中から、①影響の大きさ、②緊急度、③進捗状況、④平時の活用、の視点を踏まえながら、総合的に勘案し、重点施策を選定した。

なお、選定にあたっては、「第2次遠野市総合計画」及び「遠野スタイル 創造・発展総合戦略」と整合性を図るとともに、施策の進捗状況等を客観的に把握できる指標を重要業績指標（KPI）（重要業績評価指標）として、進捗管理を行っていく。

#### 《重点施策の選定の視点》

区分	選定ポイント
① 影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時にどの程度重大な影響を及ぼすか
② 緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか
③ 進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか、これまで以上に向上させる必要があるか
④ 平時の活用	災害時のみならず、平時において、どの程度活用できるか

### (2) 重点化施策（個別施策分野）

#### ① 行政機能・情報通信

##### ア 行政機能

#### [施策名称と概要]

施策名称	概要
自治体クラウドの推進とバックアップ体制の強化	令和元年12月から宮古市、遠野市、山田町、岩泉町の2市2町で自治体クラウドを進めている。自治体行政データのバックアップのため、遠隔地バックアップ体制の整備を図る。

#### [重要業績指標（KPI）]

指標名	現状値(H30)	目標値(R7)
自治体行政情報の広域化自治体数	0自治体	4自治体



## イ 消防

### [施策名称と概要]

施策名称	概要
共助による自発的な防災活動の促進	研修会などの自発的な取組は年間 20 箇所程度で、90 行政区に対して少ない状況であることから、地域が自発的に行う防災活動の取組の支援を図る。
地域防災拠点との連絡体制の強化	長期停電の際には防災行政無線の情報伝達が途絶する恐れがあるなど、連絡体制が十分構築されていないことから、地区センター、消防団との情報伝達体制の強化を図る。
自主的な避難訓練の実施	自主防災組織の自主的な避難訓練の実施は少ない状況である。住民が自主的に行動することが重要であることから、自主的な避難訓練を促進するための地域リーダーの育成を図る。
孤立想定地区・土砂災害危険箇所等の把握	近年の災害から孤立地区の発生が予想されるが、市内の実態について把握できていないことから、ハザードマップを活用し、現状把握に取り組む。
消防車両・資機材の計画的な更新	消防車両の老朽化に伴う計画的な更新整備を図る。(更新車両：救助工作車、水槽付消防ポンプ自動車)
消防通信指令システム更新	消防通信指令システムの老朽化により消防活動に従事する職・団員の情報伝達に支障をきたす恐れがあることから、通信機器の更新整備を図る。
消防水利の計画的な整備	防火水槽の老朽化が年々進んでいることから、耐震性の防火水槽の設置の促進を図る。

### [重要業績指標 (KPI)]

指標名	現状値(H30)	目標値(R7)
90 行政区の研修会実施回数	20 箇所	90 箇所
伝達通信機器の訓練	1 回	2 回
自主防災組織の防災リーダー育成	0 %	100 %
ハザードマップ活用研修会実施率	50 %	100 %
車両更新整備数	0 台	2 台
消防通信指令システム更新整備	—	1 式
耐震性防火水槽設置	21 基	25 基

## エ 情報通信

### [施策名称と概要]

施策名称	概要
携帯電話等エリア整備	平成31年4月時点の世帯カバー率は99.7%となっているが、国道340号の立丸峠トンネルのほか、主要幹線道路沿線にも携帯電話の不感エリアが存在していることから、不感エリアの解消を進める。
デジタル防災無線整備	令和元年度から令和3年度で防災行政無線のデジタル化を行い、SNSや電子メール、ホームページ、遠野テレビなどへワンソースマルチユース化を段階的に進めている。防災行政無線のデジタル化による多種多様な情報伝達手段の構築を図る。
遠野テレビ伝送路の光化(FTTH)	遠野テレビのサービスエリアのうち、光化済みは22.4%で、他はHFC方式であり耐災害性に乏しい。同軸ケーブル(HFC方式)のエリアは20年を経過し老朽化が進行していることから、耐災害性強化を図る。

### [重要業績指標(KPI)]

指標名	現状値(H30)	目標値(R7)
携帯電話不感エリアの解消(集落等+国県道)	10箇所	10箇所
デジタル防災行政無線の整備率	0%	100%
ケーブルテレビ伝送路光化率(加入者ベース)	22.4%	66.3%

## オ 訓練・連携体制

### [施策名称と概要]

施策名称	概要
災害時連携体制整備	災害時の連携が図られるよう各種団体との協定を進めていることから、災害時の連携が必要とされる団体との協定締結に取り組む。

### [重要業績指標(KPI)]

指標名	現状値(H30)	目標値(R7)
衛生設備、避難者用食料、避難所用品所有団体との協定締結	1団体	4団体

## カ 人材育成

### [施策名称と概要]

施策名称	概要
人材育成を通じた産業の体質強化	市に窓口を設置するとともに、商工会が中心となり創業塾を年1回（5コマ）開催している。相談者への支援策や支援機関を紹介できるようにし、かつ経営基礎を習得する講座を開催する。

### [重要業績指標（KPI）]

指標名	現状値(H30)	目標値(R7)
創業者数	0 人	10 人(R7)

## ② 住宅・都市分野

### [施策名称と概要]

施策名称	概要
市営住宅の老朽化対策	耐用年数が経過した市営住宅の戸数は82戸で、全体の18%を占め、年々増加している。10年後に耐用年数を経過する住宅は176戸で、全体の40%となることから、更新と計画修繕により耐用を向上させる。
応急給水体制の整備	可搬式給水タンク保有状況 1.0 m <sup>3</sup> _1基、0.5 m <sup>3</sup> _2基、0.3 m <sup>3</sup> _4基 給水用資材の購入を進める。
水道施設の耐震化促進	基幹管路のうち、耐震適合性がある管の割合は45.7%で、岩手県の平均を2.6%上回っているが、耐震管の割合は7.8%で、岩手県平均を12.8%下回っていることから、耐用年数を経過した老朽管を更新し、耐震化率を向上させる。

### [重要業績指標（KPI）]

指標名	現状値(H30)	目標値(R7)
市営住宅等長寿命化着手率	2.6 %	62.1 %
拠点給水施設の整備率(給水用ポリタンク数/20L)	0 個	30 個
基幹管路の耐震適合率	7.8 %	25.0 %

### ③ 保健医療・福祉分野

#### [施策名称と概要]

施策名称	概要
児童福祉施設の老朽化対策	市内保育所 13 箇所、児童館7箇所のうち、新耐震基準以前に建築した保育所3箇所、児童館1箇所について、改築により、老朽化対策を図る。
要配慮者（難病患者等）への医療的支援	遠野市医師会と「災害時の医療救護活動に関する協定書」を締結している。要配慮者（難病患者等）への医療的支援のため、災害医療コーディネーター及び保健所と連携を図り、DMAT (Disaster Medical Assistance Team)、DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) 等の早期招聘及び支援体制の構築を図る。

#### [重要業績指標（KPI）]

指標名	現状値(H30)	目標値(R7)
児童福祉施設の老朽化対策施設	16 箇所	20 箇所
災害医療コーディネーター、保健所を加えた災害対策本部の運営訓練実施回数	0 回	1回

### ④ 産業分野

#### [施策名称と概要]

施策名称	概要
情報伝達体制の強化	観光客に対する災害情報の伝達体制が弱いことから、避難誘導や多言語での情報発信などの対応を図る。
支援物資等の供給等に係る協定等を活かした訓練の実施	物資供給 10 社、飲料水供給 1 社と締結している。災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、連携体制の強化を図る。
企業における業務継続計画体制の強化	制度の趣旨等の普及・啓発により策定を促す。
新エネルギーの導入促進	豊富に存在する木質バイオマスを利用し、年間を通して、熱量の需要先確保を図る。
農地整備の促進	農業従事者の減少、少子高齢化の進展、耕作放棄地の発生や鳥獣被害の増加、米価の下落などによって農業所得が減少し、農地の荒廃が進んでいることから、担い手による効率的な作業環境の整備のため、ほ場整備の促進及び耕作放棄地や不作付地の解消対策を図る。

山林整備の促進	海外からの安価な木材輸入の増加などにより、国産木材価格の低迷が続き、森林経営に対する意欲の薄れによって、森林整備が立ち遅れ、森林の荒廃が進んでいることから、森林整備事業等による伐採跡地への造林、間伐などを継続して、健全な山林整備を進める。
農村地域における共同活動の取組の維持・活性化	過疎化・高齢化・混住化の進行によって農業集落機能が低下していることから、農業集落機能の維持保全のため、地域コミュニティ機能を維持しながら、水路・農道の老朽化対策を進める。
森林保全の活動支援	林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備が行われていないことから、森林の手入れ等の協働活動や将来的に自立的な林業経営を目指す活動の支援を図る。

[重要業績指標 (KPI) ]

指標名	現状値(H30)	目標値(R7)
観光施設等の避難誘導サイン設置箇所	0 箇所	3 箇所
防災訓練の実施割合	100 %	100 %
企業の業務継続計画策定数	0 企業	33 企業
公共施設再生可能エネルギー施設導入	5 施設	6 施設
ほ場整備面積	1,810 ha	1,844 ha
荒廃農地再生利用面積	1.29 ha	3.00 ha
森林整備面積	479 ha	479 ha
造林面積	55 ha	55 ha
農村環境保全活動の取組延べ組織数 (維持・協働・長寿命化の計)	172 組織	172 組織
森林保全活動の取組団体数 (里山保全活動・森林資源利用・教育研修活動の計)	29 団体	29 団体

⑤ 国土保全・交通分野

[施策名称と概要]

施策名称	概要
河川整備	未改修準用河川では、異常気象時に周辺への冠水が生じているため、大規模事業による多岐な調整を要することから、計画的な推進を図る。
河川の機能維持	市民協働等により河川除草を実施しているが、支障となる堆積物が除去されていないため、バックウオーター現象など異常降雨による被害が想定されることから、日常の維持管理を行う。

水害に関する情報提供等の強化	市の土砂・浸水ハザードマップに浸水想定区域や過去の浸水範囲を示し、避難情報の解説や避難行動を呼びかけている。国、県及び市町村で構成する「洪水減災対策協議会」に参加し、水害に関する情報提供等に係る具体的な取組を推進する。
土砂災害対策施設の整備	土地所有者への意識啓発を進めながら、危険地指定への支援を図る。
除雪業務体制の強化	除雪機械が25年を経過していることから、保有機械の更新を図る。
防災拠点の機能強化	スペースの問題から広域防災拠点施設としての機能が不足していることから、道路利用者等の一時避難者を想定した受け入れスペースと最低限の備蓄機能の整備を図る。
国土調査の促進	山林所有の意識の希薄化により、災害復旧の際の境界の確定、権利者の確定に時間を要していることから、土地境界の位置と面積が現地と公図、登記簿と一致することにより、復元を容易にするため、国土調査を促進する。

[重要業績指標 (KPI) ]

指標名	現状値(H30)	目標値(R7)
未改修準用河川事業進捗率	0 %	52 %
河川維持管理実施河川	0 箇所	3 箇所
洪水減災対策協議会に参加	100 %	100 %
土砂災害防止法による危険指定箇所	137 箇所	786 箇所
除雪機械更新台数	1 台	4 台
備蓄機能整備面積	0 m <sup>3</sup>	60 m <sup>3</sup>
国土調査進捗率	86.1 %	90.73 %

## 2 横断的施策分野

### [施策名称と概要]

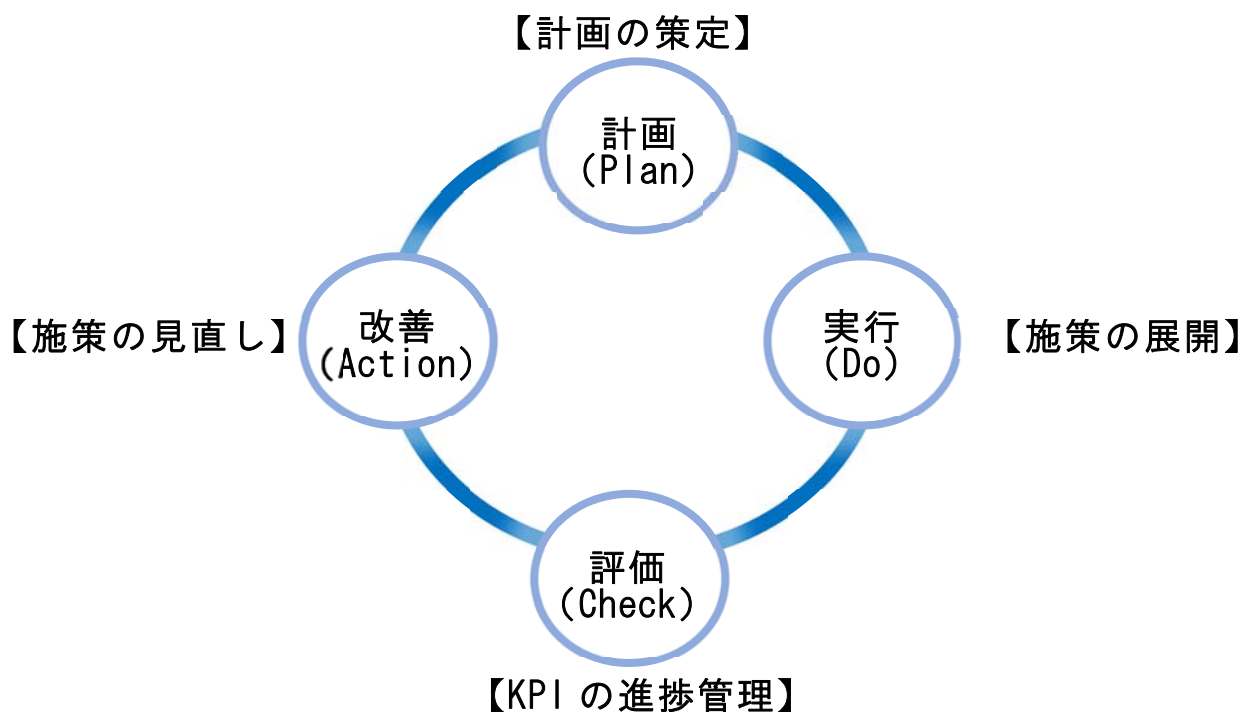
施策名称	概要
ハザードマップの活用による防災対策の推進	現在のハザードマップは、平成 29 年度に作成し、市内全戸に配付しているほか、転入世帯にも市民課窓口で配付し、市民周知を図っている。ハザードマップを活用した研修会の開催、マップの随時見直しを図る。
道路施設の防災対策	市道総延長 1,301km のうち、舗装済み延長が 583km であり、舗装率が 44.8% と低い状況であることから、舗装率の向上により、異常気象に対応した路面の安定化を図る。
橋梁の防災対策	橋梁点検において「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が 44 橋あることから、早期に橋梁の老朽化対策の推進を図る。
ため池等の保全対策	ため池等調査実施箇所は 1 箇所、残り 23 箇所が未実施の状況である。ため池等管理者の管理意識の低下がみられることから、意識啓発と維持管理の徹底を図る。
山地災害危険地区治山施設の整備	保安林の土地所有者への意識啓発を進めながら、危険地指定への支援を図る。

### [重要業績指標 (KPI)]

指標名	現状値(H30)	目標値(R7)
ハザードマップ活用研修会実施率	50 %	100 %
市道舗装率(総延長 1,301km)	44.8 %	45.7 %
橋梁長寿命化着手率(橋梁数 44 橋)	25 %	46 %
ため池等ハザードマップ作成箇所	1 箇所	24 箇所
治山事業箇所	181 箇所	187 箇所

## 1 計画の進捗管理

本計画に位置付けた施策や取組は、本市の強靱化に関するものであることから、計画の実効性を高めるため、進捗管理について、「第2次遠野市総合計画」及び「遠野スタイル 創造・発展総合戦略」と同様に、本計画で設定した重要業績指標（KPI）について、PDCAサイクル（PLAN（計画策定）、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（処置・改善））により、年度ごとに進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、外部意見を踏まえて、必要な対策の追加や見直しを行い、次年度以降の施策・事業に反映する。



## 2 計画の見直し

本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化により、第2次遠野市総合計画に変更が生じた場合、また、国・県の強靱化計画が変更された場合など、この計画を変更する必要がある場合には、期間内においても適宜見直しを行う。



起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

目標 1 人命の保護が最大限図られること

1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ 市営住宅の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 住宅の耐用年数が経過した戸数は82戸で、全体の18.0%を占め、年々増加している。</li> <li>→ 10年後に耐用年数を経過する市営住宅は176戸で、全体の40.0%にあたるため、更新と計画的な修繕により耐用を向上させる必要がある。</li> </ul> <p>【現状：市営住宅等長寿命化着手率 2.6%（10戸/380戸）（H30）】</p>	住宅・都市
<p>■ 道路施設の防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市道総延長1,301kmのうち、舗装済み延長が583kmであり、舗装率が44.8%と低い状況である</li> <li>→ 異常気象に対応するため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：市道舗装率 44.8%（583km/1,301km）（H30）】</p>	横断的施策
<p>■ 橋梁の防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 橋梁点検において「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋ある。</li> <li>→ 「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋であるため、早期に橋梁の老朽化対策を図る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：橋梁長寿命化着手率 25%（11橋/44橋）（H30）】</p>	横断的施策
<p>■ 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 遠野健康福祉の里（中央診療所、ふれあいホーム薬研淵含む）、ふれあいホーム（小友、附馬牛、上郷）は、新耐震基準（S56年6月以降）に適合している。</li> <li>→ 各法人が運営する要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）の耐震化状況が不明であるため、耐震診断の実施状況、耐震改修の必要性の有無を確認する必要がある。</li> </ul> <p>【現状：新耐震基準適合施設調査及び耐震診断実施済施設調査 未実施（H30）】</p>	保健医療・福祉
<p>■ 避難行動要支援者名簿の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 避難行動要支援者名簿は、作成済みであるが、登録者は名簿登載に同意した者となっている。</li> <li>→ 避難行動要支援者の名簿登録について、全対象者の約40.0%の登録者数に留まっているため、本人の同意がなくても登録できる条例の制定について、検討を進める必要がある。</li> </ul> <p>【現状：避難行動要支援者の名簿登録割合 40.0%（H30）】</p>	保健医療・福祉

<p>■ 福祉避難所の指定・協定締結</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正に基づき、33 の福祉避難所を指定している。近年の台風災害で、福祉避難所の開設実績があるのは、ふれあいホーム薬研淵のみである。</li> <li>→ 33 の福祉避難所を指定しているが、実際に機能している避難所が少ないため、社会福祉事業者と具体的な協議を行う必要がある。</li> </ul> <p>【 現状：福祉避難所指定箇所 33 箇所 (H30) 】</p>	<p>横断的 施策</p>
<p>■ 福祉避難所開設体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 遠野健康福祉の里に、妊産婦福祉避難所 1 か所が指定されている。</li> <li>→ 福祉避難所の円滑な開設のため、福祉避難所の運営方法の確立と布団や液体ミルクなどの支援物資を備蓄する必要がある。</li> </ul>	<p>横断的 施策</p>
<p>■ 児童福祉施設の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市内保育所 13 箇所、児童館 7 箇所のうち、新耐震基準以前に建築した保育所は 3 箇所、児童館は 1 箇所である。</li> <li>→ 児童福祉施設の改築等により、老朽化対策を図る必要がある。</li> </ul> <p>【 現状：児童福祉施設の老朽化対策施設 16 箇所 (H30) 】</p>	<p>保健医療 ・福祉</p>
<p>■ 一般住宅の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 一般住宅の耐震化率は 60% で、岩手県の平均である 73.0% を 13.0 ポイント下回っている。</li> <li>→ 一般住宅の耐震化の必要性や、耐震診断・耐震改修支援制度等の周知により、耐震化率を向上させる必要がある。</li> </ul> <p>【 現状：住宅の耐震化率 60% (H30) 】</p>	<p>住宅 ・都市</p>
<p>■ 市施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市施設の耐震化率は 81.0% で、岩手県の平均である 96.3% を 15.3 ポイント下回っている。(耐震化率は庁舎、集会施設、診療所、体育施設、学校、市営住宅、社会福祉施設から算定している)。</li> <li>→ 市施設の耐震化を計画的に進め、耐震化率を向上させる必要がある。</li> </ul> <p>【 現状：市施設の耐震化率 81% (H30) 】</p>	<p>住宅 ・都市</p>
<p>■ 危険空き家等の発生防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 平成 28 年度の遠野市空き家等実態調査業務では、市内の空き家棟数は 598 棟であり、そのうち、危険空き家の戸数は 53 棟であった。</li> <li>→ 危険空き家の発生防止のため、危険空き家になる恐れのある建物については除却を促進し、その他の空き家については、危険空き家とならないよう管理の徹底を促進する必要がある。</li> </ul> <p>【 現状：空き家件数 空き家 598 棟 (うち危険空き家 53 棟) (H30) 】</p>	<p>住宅 ・都市</p>
<p>■ 消防団活動の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 消防団員は、条例定数 935 人に対して充足率が 94.3% である。</li> <li>→ 人口減によって消防団員が年々減少傾向にあるため、消防団員を安定的に確保する必要がある。</li> </ul> <p>【 現状：消防団員の充足率 94.3% (H30) 】</p>	<p>消防</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自主防災組織の育成・強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 研修会などの自発的な取組は年間20箇所程度で、90行政区に対して少ない状況である。</li> <li>→ 地域防災研修会の取組が少ないため、地域が自発的に行う防災活動の取組を支援する必要がある。</li> <li>【現状：90行政区の実施回数 20箇所（H30）】</li> </ul> </li> </ul>	横断的 施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公立社会体育施設等の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生涯学習スポーツ施設の耐震化率は100%である。</li> <li>→ 旧小友中学校は平成18年度に耐震診断済で、旧土淵・旧上郷中学校は昭和56年度以降の建築のため耐震化済となっている。</li> <li>【現状：耐震化率100%（H30）】</li> </ul> </li> </ul>	教育
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公立学校の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 学校施設14施設の耐震化は完了している。</li> <li>→ 学校施設の耐震化は完了しているが、避難所としての機能確保・強化のため、施設（設備）の劣化に伴う修繕等、適切な維持管理を図る必要がある。</li> <li>【現状：耐震化率100%（H30）】</li> </ul> </li> </ul>	教育
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共施設の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 築年数が30年以上経過している施設が10施設ある。</li> <li>→ 地区センターの継続的な管理運営体制の構築と避難所としての機能向上のため、計画的な改修と備品の整備等を図る必要がある。</li> <li>【現状：築年数30年以上経過地区センター数 10施設（H30）】</li> </ul> </li> </ul>	住宅 ・都市

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 未改修準用河川では、異常気象時に周辺への冠水が生じている。</li> <li>→ 大規模事業による多岐な調整を要することから、計画的な推進を図る必要がある。</li> <li>【現状：事業進捗率 0%（H30）】</li> </ul> </li> </ul>	国土保全 ・交通
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川の機能維持 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市民協働等により河川除草を実施しているが、支障となる堆積物が除去されていない。</li> <li>→ 異常降雨によるバックウオーター現象などの被害が想定されるため、日常的に河川の維持管理を行う必要がある。</li> <li>【現状：河川維持管理実施河川 0箇所（0/24河川）（H30）】</li> </ul> </li> </ul>	国土保全 ・交通

<p>■ 水害に関する情報提供等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市の土砂・浸水ハザードマップに浸水想定区域や過去の浸水範囲を示し、避難情報の解説や避難行動を呼びかけている。</li> <li>→ 水害対策の具体的な取組を推進するため、洪水減災対策研修会などへの参加により、水害に関する住民向け情報の提供方法を習得する必要がある。</li> </ul> <p>【現状：洪水減災対策協議会に参加 100% (H30)】</p>	<p>国土保全 ・交通</p>
<p>■ 防災体制の強化及び避難行動の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 台風シーズン前に広報等で住民周知を図っている。</li> <li>→ 災害時の避難行動については、繰り返しの周知が必要であるため、台風シーズンのみならず、定期的に市民周知を図る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：市民広報 年2回 (H30)】</p>	<p>行政機能</p>
<p>■ 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）における防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 水防法の改正（H29年）により、要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化されている。浸水想定区域内の施設は、現時点で対象となる施設はない。</li> <li>→ 河川に隣接する施設では、浸水を想定し、区域外であっても消防計画を策定しているところがある。要配慮者利用施設の防災体制が適切にとられている。</li> </ul>	<p>保健医療 ・福祉</p>
<p>■ 福祉避難所開設体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 遠野健康福祉の里に、妊産婦福祉避難所1か所が指定されている。</li> <li>→ 福祉避難所を円滑に開設するため、福祉避難所の運営方法の確立と布団や液体ミルクなどの支援物資を備蓄する必要がある。</li> </ul>	<p>横断的 施策</p>
<p>■ 消防団活動の充実強化【1-1 から再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 消防団員は条例定数 935 人に対して充足率が 94.3%である。</li> <li>→ 人口減によって消防団員が年々減少傾向にあるため、消防団員を安定的に確保する必要がある。</li> </ul> <p>【現状：消防団員の充足率 94.3% (H30)】</p>	<p>消防</p>
<p>■ ハザードマップの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 現在のハザードマップは、平成 29 年度に作成し市内全戸に配付しているほか、転入世帯にも市民課窓口で配付することにより、市民周知を図っている。</li> <li>→ 市民の防災意識を高めるため、ハザードマップを活用した研修会の開催と、マップの随時見直しを図る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：ハザードマップ活用研修会実施率 50% (H30)】</p>	<p>消防</p>

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ ため池等の保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ため池等調査実施箇所は1箇所、残り23箇所が未実施の状況である。</li> <li>→ ため池等の管理者の管理意識の低下がみられるため、意識啓発と維持管理の徹底を図る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：マップ作成箇所 1箇所 (H30)】</p>	国土保全 ・交通
<p>■ 土砂災害対策施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 県事業に対する指定同意説明会への説明支援を行っている。</li> <li>→ 危険個所の円滑な指定を行うため、土砂災害防止法による危険個所に指定されている土地所有者への意識啓発を進めながら、県事業による危険地指定の支援を図る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：危険個所指定 137箇所 (H30)】</p>	国土保全 ・交通
<p>■ 山地災害危険地区治山施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 県事業に対する保安林指定同意への同意取得支援を行っている。</li> <li>→ 森林の維持・造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源かん養等を図るべく保安林の指定を進め、県事業による治山事業の推進の支援を図る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：治山事業箇所 181箇所 (H30)】</p>	国土保全 ・交通
<p>■ 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）における防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 土砂災害防止法改正（平成29年）により、要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化されている。</li> </ul> <p>急傾斜地等による法の対象施設は、ふれあいホーム小友、養護老人ホーム長寿の森吉祥園、とおの野の花会の3施設で、遠野市消防本部に毎年度届出を行う消防計画策定（変更）届出書により、土砂災害が発生する恐れのある時の防災体制を届出している。</p> <p>→ 土砂災害防止法に基づき、要配慮者利用施設の防災体制が適切にとられている。</p>	保健医療 ・福祉
<p>■ 福祉避難所開設体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 遠野健康福祉の里に、妊産婦福祉避難所1か所が指定されている。</li> <li>→ 福祉避難所を円滑に開設するため、福祉避難所の運営方法の確立と布団や液体ミルクなどの支援物資を備蓄する必要がある。</li> </ul>	横断的 施策
<p>■ 消防団活動の充実強化 【1-1 から再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 消防団員は、条例定数935人に対して充足率が94.3%である。</li> <li>→ 人口減によって消防団員数が年々減少傾向にあるため、消防団員を安定的に確保する必要がある。</li> </ul> <p>【現状：消防団員の充足率 消防団の条例定数充足率94.3% (H30)】</p>	消防

<p>■ ハザードマップの活用 【1-2 から再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 現在のハザードマップは、平成 29 年度に作成し、市内全戸に配付しているほか、転入世帯にも市民課窓口で配付することにより、市民周知を図っている。</li> <li>→ 市民の防災意識を高めるため、ハザードマップを活用した研修会の開催と、マップの随時見直しを図る必要がある。</li> </ul> <p>【 現状： ハザードマップ活用研修会実施率 50% (H30) 】</p>	<p>横断的 施策</p>
--	-------------------

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ 除雪業務体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 保有貸与機械、委託先保有機械が老朽化している。</li> <li>→ 除雪機械が導入後 25 年を経過しているため、機能維持を図る必要がある。</li> </ul> <p>【 現状： 除雪機械更新台数 1 台 (H30) 】</p>	<p>国土保全 ・交通</p>
<p>■ 福祉避難所開設体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 遠野健康福祉の里に、妊産婦福祉避難所 1 か所が指定されている。</li> <li>→ 福祉避難所を円滑に開設するため、福祉避難所の運営方法の確立と布団や液体ミルクなどの支援物資を備蓄する必要がある。</li> </ul>	<p>横断的 施策</p>
<p>■ 交通障害に係る関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 豪雪等による交通障害を想定した訓練は行われていない。</li> <li>→ 豪雪等による交通障害時の人命救助を優先するため、関係機関との訓練を図る必要がある。</li> </ul> <p>【 現状： 年 1 回の訓練実施 0% (H30) 】</p>	<p>消防</p>

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ 携帯電話等エリア整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 平成31年4月時点の携帯電話の世帯カバー率は99.7%となっているが、国道340号の立丸峠トンネルほか、主要幹線道路沿線にも不感エリアが存在している。</li> <li>→ 主要幹線沿いに携帯電話の不感エリアが存在しているため、不感エリアの解消を図る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：携帯電話不感エリアの解消箇所 集落等5箇所、国県道5箇所（H30）】</p>	情報通信
<p>■ デジタル防災無線整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 令和元年度から令和3年度で防災行政無線のデジタル化を行い、SNSや電子メール、ホームページ、遠野テレビなどへ、ワンソースマルチユース化を段階的に進めている。</li> <li>→ 災害時に安定的に情報伝達を行うため、防災行政無線のデジタル化と、多種多様な情報伝達手段の構築を図る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：デジタル防災行政無線の整備率 0%（H30）】</p>	情報通信
<p>■ 遠野テレビ伝送路の光化（FTTH）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 遠野テレビのサービスエリアのうち、光化済みの割合は22.4%で、他はHFC方式であるため耐災害性に乏しい。</li> <li>→ ケーブルテレビの同軸ケーブル（HFC方式）のエリアは、整備後20年が経過し、老朽化が進行しているため、耐災害性を強化する必要がある。</li> </ul> <p>【現状：光化率（加入者ベース） 22.4%（H30） 2町（宮守町、小友町）】</p>	情報通信
<p>■ 防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 学校においては、避難訓練や防災教育の授業により、防災意識の向上を図っている。</li> <li>→ 防災教育の推進のため、関係機関が連携した訓練等の実施により、地域全体での防災意識の向上に努める必要がある。</li> </ul> <p>【現状：シェイクアウト訓練の開催（年2回） 100%（H30）】</p>	教育
<p>■ 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）における避難行動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 消防法に基づき、防火管理者を定めて消防計画を策定し、消防本部に提出するとともに定期的に訓練が実施されている。市は風水害タイムラインに基づき、施設と情報交換を実施している。</li> <li>入所（長期、短期）施設の場合、人数も多く、所属職員のみによる対応では移動に多くの時間を要する。</li> <li>→ 災害時は入所者の移動に時間を要するため、高齢者福祉施設等のある地域市民の避難支援協力や、他地域の施設との連携を図る必要がある。</li> </ul>	保健医療・福祉
<p>■ 観光施設の情報伝達体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 観光客に対する災害情報の伝達体制が不足している。</li> <li>→ 観光客に対する避難誘導情報が不足しているため、避難誘導サインの設置や災害情報の多言語化を図る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：観光施設等における避難誘導サイン設置数 0/6カ所（H30）】</p>	産業

<p>■ 消防団活動の充実強化【1-1 から再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 消防団員は、条例定数 935 人に対して充足率が 94.3%である。</li> <li>→ 人口減によって消防団員が年々減少傾向にあるため、消防団員を安定的に確保する必要がある。</li> </ul> <p>【現状：消防団員の充足率 94.3% (H30)】</p>	消防
<p>■ 地域防災拠点との連絡体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 長期停電の際には、防災行政無線の情報伝達が途絶する恐れがあるなど、連絡体制が十分構築されていない</li> <li>→ 地域防災拠点の充実のため、地区センター及び消防団との情報伝達体制の強化を図る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：防災訓練 1 回 (H30)】</p>	消防
<p>■ 自主防災組織の育成・強化【1-1 から再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 研修会など自発的な取組は年間 20 箇所程度で、90 行政区に対して少ない状況である。</li> <li>→ 自発的な地域防災研修会の取組が少ないため、地域が自発的に行う防災活動の取組を支援する必要がある。</li> </ul> <p>【現状：90 行政区の実施回数 研修会 20 箇所 (H30)】</p>	消防



## 目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ 道路施設の防災対策【1-1 から再掲】</p> <p>▶ 市道総延長 1,301km のうち、舗装済み延長が 583km であり、舗装率が 44.8% と低い状況である。</p> <p>→ 異常気象に対応するため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。</p> <p>【現状：市道舗装率 44.8% (583km/1,301km) (H30)】</p>	横断的 施策
<p>■ 支援物資等供給等協定等を活かした訓練</p> <p>▶ 物資供給 10 社、飲料水供給 1 社と締結している。</p> <p>→ 災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるため、防災訓練などを通じて、連携体制の強化を図る必要がある。</p> <p>【現状：防災訓練の実施 100% (H30)】</p>	訓練・ 連携体制
<p>■ 要配慮者（難病患者等）への医療的支援</p> <p>▶ 遠野市医師会と「災害時の医療救護活動に関する協定書」を締結している。</p> <p>→ 要配慮者（難病患者等）への医療的支援のため、災害医療コーディネーター及び保健所と連携を図り、DMAT (Disaster Medical Assistance Team)、DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) 等の早期招聘及び支援体制の構築を図る必要がある。</p> <p>【現状：災害医療コーディネーター、保健所を加えた災害対策本部の運営訓練実施回数 0 回 (H30)】</p>	保健医療 ・福祉
<p>■ 災害用医薬品等の確保</p> <p>▶ 初動の医療救護活動（医療救護班）に係る医療用資機材は、中央診療所と消防本部（遠野市医師会分）に保管している。</p> <p>→ 災害用医薬品等の確保のため、確保が必要な医薬品等のリストを事前に作成し、災害対策本部からすぐに要請できるような体制を構築する必要がある。</p> <p>【現状：医薬品等調達要請リストの作成 未作成 (H30)】</p>	横断的 施策
<p>■ 備蓄食料の確保</p> <p>▶ 非常食の備蓄量は 22,500 食で、目標の 83% の備蓄となっている。</p> <p>→ 災害時の非常食の確保のため、アレルギー対応食も含めて、人口の 1/3 の 1 日分に相当する食料 27,000 食を備蓄する必要がある。</p> <p>【現状：非常食の備蓄率 83% (H30)】</p>	消防
<p>■ 防災意識の向上</p> <p>▶ 自主防災組織の自主的な避難訓練の実施は少ない状況である。</p> <p>→ 災害時の住民による自主的行動を促すため、避難訓練などにおける地域リーダーを育成する必要がある。</p> <p>【現状：自主防災組織の防災リーダー育成（各町 1 名） 0% (H30)】</p>	消防

<p>■ 食料支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 学校給食センター設備は、炊き出し設備としての利用を想定している。</li> <li>→ 災害時は食材の確保及び調理を必要とするため、訓練を実施し、対応力の強化を図る必要がある。</li> </ul>	<p>訓練・ 連携体制</p>
<p>■ 応急給水体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 可搬式給水タンク保有状況 1.0 m<sup>3</sup>1基、0.5 m<sup>3</sup>2基、0.3 m<sup>3</sup>4基</li> <li>→ 応急給水体制の整備のため、給水用資材の整備を図る必要がある。</li> <li>【現状：拠点給水施設の整備率 タンク保有数 7基 (H30)】</li> </ul>	<p>住宅・ 都市</p>
<p>■ 防災拠点の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 道の駅「遠野風の丘」は、スペースの問題から広域防災拠点施設としての機能が不足している。</li> <li>→ 災害時は、道路利用者等の一時避難者の受入が想定されるため、受け入れスペースと最低限の備蓄機能の整備を図る必要がある。</li> <li>【現状：備蓄機能整備 0 m<sup>3</sup>(H30)】</li> </ul>	<p>国土保全 ・交通</p>

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ 道路施設の防災対策【1-1 から再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市道総延長1,301kmのうち、舗装済み延長が583kmであり、舗装率が44.8%と低い状況である。</li> <li>→ 異常気象に対応するため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。</li> <li>【現状：市道舗装率 44.8% (583km/1,301km) (H30)】</li> </ul>	<p>横断的 施策</p>
<p>■ 要配慮者（難病患者等）への医療的支援【2-1 から再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 遠野市医師会と「災害時の医療救護活動に関する協定書」を締結している。</li> <li>→ 要配慮者（難病患者等）への医療的支援のため、災害医療コーディネーター及び保健所と連携を図り、DMAT (Disaster Medical Assistance Team)、DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) 等の早期招聘及び支援体制の構築を図る必要がある。</li> <li>【現状：災害医療コーディネーター、保健所を加えた災害対策本部の運営訓練実施回数 0回 (H30)】</li> </ul>	<p>保健医療 ・福祉</p>
<p>■ 災害用医薬品等の確保【2-1 から再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 初動の医療救護活動（医療救護班）に係る医療用資機材は、中央診療所と消防本部（遠野市医師会分）に保管している。</li> <li>→ 災害用医薬品等の確保のため、確保が必要な医薬品等のリストを事前に作成し、災害対策本部からすぐに要請できるような体制を構築する必要がある。</li> <li>【現状：医薬品等調達要請リストの作成 未作成 (H30)】</li> </ul>	<p>横断的 施策</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 孤立地区を想定した訓練 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 近年の災害から孤立地区の発生が予想されるが、市内の実態について把握できていない。</li> <li>→ 災害時は、孤立集落の発生が予想されるため、ハザードマップを活用して孤立集落の現状把握をする必要がある。</li> <li>【現状：ハザードマップ活用研修会実施率 50% (H30)】</li> </ul> </li> </ul>	消防
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自衛隊、消防機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 緊急消防援助隊による合同訓練への参加の継続によって、連携を図っている。</li> <li>→ 災害時の自衛隊等の受入のため、大規模災害を想定した緊急消防援助隊ブロック訓練への継続参加により、受援計画の見直しを行う必要がある。</li> <li>【現状：訓練・見直し 毎年1回 (H30)】</li> </ul> </li> </ul>	消防

**2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生**

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 道路施設の防災対策【1-1 から再掲】 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市道総延長1,301kmのうち、舗装済み延長が583kmであり、舗装率が44.8%と低い状況である。</li> <li>→ 異常気象に対応するため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。</li> <li>【現状：市道舗装率 44.8% (583km/1,301km) (H30)】</li> </ul> </li> </ul>	横断的 施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 橋梁の防災対策【1-1 から再掲】 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 橋梁点検において「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋ある。</li> <li>→ 「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋あるため、早期に橋梁の老朽化対策を図る必要がある。</li> <li>【現状：橋梁長寿命化着手率 25% (11橋/44橋) (H30)】</li> </ul> </li> </ul>	横断的 施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 救急救命士及び救急隊員の人材確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 救急救命士の処置拡大に対応した研修会を実施するとともに、医療機関主催の研修会に参加している。</li> <li>→ 救急救命士の処置拡大及び高度な技術に対応するため、更なる資質の向上を図る必要がある。</li> <li>【現状：救急救命士有資格者 18名 (うち指導救命士1名) (H30)】</li> </ul> </li> </ul>	消防
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消防活動の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 大規模災害時、消防車両等の燃料確保が懸念される。</li> <li>→ 災害時の消防車両等の燃料確保のため、関係団体との具体的な連携体制を構築する必要がある。</li> </ul> </li> </ul>	消防

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ 道路施設の防災対策【1-1 から再掲】</p> <p>▶ 市道総延長1,301kmのうち、舗装済み延長が583kmであり、舗装率が44.8%と低い状況である。</p> <p>→ 異常気象に対応するため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。</p> <p>【現状：市道舗装率 44.8% (583km/1,301km) (H30)】</p>	横断的分野
<p>■ 橋梁の防災対策【1-1 から再掲】</p> <p>▶ 橋梁点検において「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋ある。</p> <p>→ 「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋あるため、早期に橋梁の老朽化対策を図る必要がある。</p> <p>【現状：橋梁長寿命化着手率 25% (11橋/44橋) (H30)】</p>	横断的分野
<p>■ 市内医療機関の医療情報の電子化の推進</p> <p>▶ 市内医療機関における電子カルテの導入率は50% (12医療機関中6)</p> <p>→ 全県的な医療情報連携を推進するため、医療情報のバックアップ体制の前提である、電子カルテの導入率を向上させる必要がある。</p> <p>【現状：市内医療機関の電子カルテ導入率 50% (H30)】</p>	保健医療・福祉
<p>■ 岩手中部地域医療情報ネットワークへの加入促進</p> <p>▶ 市内医療機関等における同ネットワークへの加入率は37.3%である。</p> <p>→ 全県的な医療情報連携を推進するため、医療機関等の同ネットワークへの加入率を向上させる必要がある。</p> <p>【現状：市内医療機関等の岩手中部地域医療情報ネットワーク加入率 37.3% (H30)】</p>	保健医療・福祉
<p>■ 岩手中部地域医療情報ネットワークへの参加促進</p> <p>▶ 市民の同ネットワークへの参加率は5.2% (平成31年3月末現在)である。</p> <p>→ 全県的な医療情報連携を推進するため、市民の同ネットワークへの参加率を向上させる必要がある。</p> <p>【現状：遠野市民の岩手中部地域医療情報ネットワーク参加率 5.2% (H30)】</p>	保健医療・福祉
<p>■ 災害用医薬品等の確保【2-1 から再掲】</p> <p>▶ 初動の医療救護活動(医療救護班)に係る医療用資機材は、中央診療所と消防本部(遠野市医師会分)に保管している。</p> <p>→ 災害用医薬品等の確保のため、確保が必要な医薬品等のリストを事前に作成し、災害対策本部からすぐに要請できるような体制を構築する必要がある。</p> <p>【現状：医薬品等調達要請リストの作成 未作成 (H30)】</p>	横断的施策

<p>■ 要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）の耐震化【1-1 から再掲】</p> <p>▶ 遠野健康福祉の里（中央診療所、ふれあいホーム薬研淵含む）、ふれあいホーム（小友、附馬牛、上郷）は、新耐震基準（S56年6月以降）に適合している。</p> <p>→ 各法人が運営する要配慮者利用施設（高齢者福祉施設等）の耐震化状況が不明であるため、耐震診断の実施状況、耐震改修の必要性の有無を確認する必要がある。</p> <p>【現状：新耐震基準適合施設調査及び耐震診断実施済施設調査 未実施（H30）】</p>	<p>保健医療 ・福祉</p>
<p>■ 要配慮者（難病患者等）への医療的支援</p> <p>▶ 遠野市医師会と「災害時の医療救護活動に関する協定書」を締結している。</p> <p>→ 要配慮者（難病患者等）に対する医療的支援のため、災害医療コーディネーター及び保健所と連携を図り、DMAT（Disaster Medical Assistance Team）、DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）等の早期招聘及び支援体制の構築を図る必要がある。</p> <p>【現状：災害医療コーディネーター、保健所を加えた災害対策本部の運営訓練実施回数 0回（H30）】</p>	<p>保健医療 ・福祉</p>
<p>■ 医療情報の電子化</p> <p>▶ 岩手県災害情報システムは活用されているが、EMIS（Emergency Medical Information System）は運用されていない。システムの運用により、多岐にわたる膨大な情報を整理することができることから、災害対策本部の意思決定の精度を高めることができる。</p> <p>→ 災害時の意思決定の精度を高めるため、現在運用されていない、EMISを運用した医療機関の運営状況や避難所運営状況の確認、及び災害診療記録とJ-SPEED（Surveillance in Post Extreme Emergencies and Disasters - Japan version）とのセット運用により、避難所等のDMAT活動の体制整備を図る必要がある。</p> <p>【現状：災害医療コーディネーター、保健所を加えた災害対策本部の運営訓練実施回数 0回（H30）】</p>	<p>保健医療 ・福祉</p>
<p>■ 福祉避難所等における福祉的支援</p> <p>▶ 災害時における要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）への避難所運営における配慮等について「遠野市避難所運営マニュアル」において記載している。市内のほぼ全ての介護保険・高齢者福祉施設、障がい者施設、幼稚園、保育園が福祉避難所の指定を受けている。指定避難所から福祉避難所への移動の判断及び指示などについて、避難所運営の体制が取れていない。</p> <p>→ 災害時の福祉避難所等における福祉的支援について、岩手県災害福祉広域支援推進機構と、具体的な手順が協議されていないため、連携を図る必要がある。また、災害時における要配慮者への避難所運営における配慮等について、市民周知を行う必要がある。</p> <p>【現状：災害医療コーディネーター、保健所を加えた災害対策本部の運営訓練実施回数 0回（H30）】</p>	<p>保健医療 ・福祉</p>

<p>■ 避難所等における要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 避難所運営マニュアルの「介護・介助が必要な高齢者への配慮」「障がい者への配慮」により具体的な対応が示されているが、住民への周知等が図られていない。介護・高齢者施設は市内に面的に整備されており、地域の自主防災組織や避難所運営をする自治会との連携により、避難計画等が共有されていれば多くの課題に対応することが可能であるが、そこまで至っていない。認知症サポーターの養成講座の開催により、市民に対して、認知症理解を進めている。</li> <li>→ 避難所運営の中で編成される「要配慮者支援班」と介護専門職等との連携が必要であるため、介護技術等を有する福祉施設と施設所在地の地域住民が相互に連携し、要配慮者に対する支援を行う仕組みを作る必要がある。</li> </ul>	<p>保健医療 ・福祉</p>
<p>■ 避難所等における男女のニーズの違いに配慮した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 避難所運営マニュアルの「男女共同参画の視点による配慮」により、女性用物資（下着、生理用品等）の配布やハラスメント等への対応が示されているが、住民への周知等が図られていない。</li> <li>→ 「遠野市避難所運営マニュアル」のとおり、避難所運営の中で編成される「要配慮者支援班」と介護専門職等との連携が必要である。</li> </ul>	<p>保健医療 ・福祉</p>
<p>■ 外国人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 指定避難所となっている施設において、Wi-Fi 環境を整え外国人が必要とする情報を入手しやすいよう環境となっているのは、市民センターと地区センターに限られる。</li> <li>→ 訪日外国人観光客などの避難支援に対応するため、通訳ボランティアの育成と、食事、宗教、文化等の違いがあることへの認識と、十分な配慮をする必要がある。</li> </ul> <p>【現状：指定避難所のWi-Fi 設置箇所 10 箇所（H30）】</p>	<p>保健医療 ・福祉</p>
<p>■ こころのケア体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 避難所等における避難者生活の心身の安定を確保するため、保健師等の専門職等が避難所を巡回訪問し、保健・衛生面での支援に併せて、心のケアにも努めている。</li> <li>→ 避難所等における、避難生活者の心身の安定を確保するため、こころのケア活動を担う人材の育成や、関係機関のネットワークの強化などの取組を実施していく必要がある。</li> </ul>	<p>保健医療 ・福祉</p>
<p>■ 要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 令和元年の台風19号の際に要配慮者への福祉的支援として、遠野健康福祉の里内に初めて三障害者相談窓口を設置した。</li> <li>→ 支援が必要な市内の障害者の把握と、多種多様な相談ニーズに対応するため、社会福祉法人睦会等、障害者事業に携わる専門の相談員等の配置及び協力に係る体制整備を図る必要がある。</li> </ul>	<p>保健医療 ・福祉</p>
<p>■ 福祉避難所における要配慮者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 遠野健康福祉の里に、妊産婦福祉避難所1か所が指定されている。</li> <li>→ 福祉避難所を円滑に開設するため、福祉避難所の運営方法の確立と布団や液体ミルクなどの支援物資を備蓄する必要がある。</li> </ul>	<p>保健医療 ・福祉</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童福祉施設の老朽化対策【1-1 から再掲】 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市内保育所 13 箇所、児童館 7 箇所のうち、新耐震基準以前に建築した保育所が 3 箇所、児童館が 1 箇所ある。</li> <li>→ 児童福祉施設の改築等により、耐震化率を向上させる必要がある。</li> <li>【現状：児童福祉施設の耐震化率 80.0% (H30)】</li> </ul> </li> </ul>	保健医療 ・福祉
--	-------------

**2-5 被災地における感染症等の大規模発生**

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ し尿処理対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 緊急災害時の状況によっては、し尿処理の広域処理体制の整備が必要であるが、未実施である。</li> <li>→ し尿処理施設が被災した場合に備えるため、広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携体制を構築する必要がある。</li> <li>【現状：し尿収集運搬及び処理に関する協定の締結率 0% (H30)】</li> </ul> </li> </ul>	保健医療 ・福祉
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 感染症まん延防止対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域防災計画では、感染症発生の未然防止、まん延防止のため、防疫班、疫学調査協力班、感染症予防班を編成し取り組むこととなっている。</li> <li>→ いわて ICAT (Infection Control Assistance Team) との訓練による連携実績がないため、避難所での感染症患者発生時の対応方針の周知や、隔離方法 (トレーラーハウス、ダンボールハウスの確保) について検討する必要がある。</li> <li>【現状：災害医療コーディネーター、保健所を加えた災害対策本部の運営訓練実施回数 0 回 (H30)】</li> </ul> </li> </ul>	保健医療 ・福祉
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消防活動隊の関係機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 消防活動隊の安全管理体制の充実を図るため、感染防止訓練を継続して行うことが重要である。</li> <li>→ 消防活動隊の安全管理体制の充実を図るため、県、医療機関と訓練を継続する必要がある。</li> </ul> </li> </ul>	消防

2-6 災害救助における活動拠点、資機材等の不足

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ 災害用医薬品等の確保【2-1 から再掲】</p> <p>▶ 初動の医療救護活動（医療救護班）に係る医療用資機材は、中央診療所と消防本部（遠野市医師会分）に保管している。</p> <p>→ 災害用医薬品等の確保のため、確保が必要な医薬品等のリストを事前に作成し、災害対策本部からすぐに要請できるような体制を構築する必要がある。</p> <p>【現状：医薬品等調達要請リストの作成 未作成（H30）】</p>	横断的 施策
<p>■ 要配慮者（透析患者）への医療的支援</p> <p>▶ 市内医療機関における透析患者の受入れは、県立遠野病院のみとなっている。市内の透析患者は、遠野病院に通院する患者のほか、市外の医療機関に通院している患者もいる。</p> <p>→ 災害時における透析患者に対する支援について、代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保などの対策を講じる必要がある。</p> <p>【現状：災害医療コーディネーター、保健所を加えた災害対策本部の運営訓練実施回数 0回（H30）】</p>	保健医療 ・福祉
<p>■ 医療提供体制の構築・強化</p> <p>▶ 医療提供体制の維持に係る支援体制を構築し強化するため、市医師会と協定を締結している。（平成10年7月）</p> <p>→ 災害時における医療救援活動を迅速かつ適切に行うため、今後も各医療機関と密接な連携を図る必要がある。また、薬剤師会との連携や協定締結を検討する必要がある。</p> <p>【現状：災害時支援に係る締結協定数 50%（H30）】</p>	保健医療 ・福祉
<p>■ 消防・救急体制の強化</p> <p>▶ 消防車両更新が計画どおり進まない状況である。</p> <p>→ 消防・救急体制の強化のため、消防車両の老朽化に伴う計画的な更新整備を図る必要がある。</p> <p>【現状：車両更新整備数 0台（H30）】</p>	消防
<p>■ 地域防災力の強化</p> <p>▶ 各町の防災資機材倉庫の装備品が未更新である。</p> <p>→ 各町の防災資機材等の装備品が未更新であるため、計画的な更新が必要である。</p>	消防



## 目標 3 必要不可欠な行政機能を維持すること

### 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消防活動体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害で多数の傷病者が発生した場合、常備消防活動隊だけでは対応できないことが懸念される。</li> <li>→ 災害時は、常備消防活動隊だけでは対応できないため、近隣消防本部（花巻・釜石）の受援体制を強化する必要がある。</li> </ul> </li> </ul>	消防
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害通信網の充実強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 消防通信指令システムの老朽化により、消防活動に従事する職・団員の情報伝達に支障をきたす恐れがある。</li> <li>→ 消防活動の情報伝達に支障を来す恐れがあるため、通信機器の更新整備を図る必要がある。</li> <li>【現状：消防通信指令システム更新整備 未実施（H30）】</li> </ul> </li> </ul>	消防
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消防水利の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 防火水槽の老朽化が年々進んでいる。</li> <li>→ 耐震水槽の老朽化が進んでいるため、耐震性の防火水槽を設置する必要がある。</li> <li>【現状：耐震性防火水槽設置 21 基（H30）】</li> </ul> </li> </ul>	消防
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政情報通信基盤の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 令和元年12月から宮古市、遠野市、山田町、岩泉町の2市2町で自治体クラウドを進めている。</li> <li>→ 自治体行政データのバックアップのため、遠隔地バックアップ体制を整備する必要がある。</li> <li>【現状：自治体行政情報の広域化 広域化自治体数0（H30）】</li> </ul> </li> </ul>	行政機能
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害時における防災拠点へのエネルギー供給対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市内9施設に太陽光発電施設及び蓄電池等を設置している。</li> <li>→ 市内の防災拠点に設置している太陽光発電設備及び蓄電池等を、定期的に稼働状況を点検する必要がある。</li> <li>【現状：防災拠点施設における再生可能エネルギー等設備での稼働点検 0%（H30）】</li> </ul> </li> </ul>	行政機能
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政内部の連携体制           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 業務継続計画を策定している。</li> <li>→ 人口減少等による行政資源の減少に対応した、非常災害時における優先的に実施すべき業務を特定する必要がある。</li> </ul> </li> </ul>	行政機能
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国保診療施設の維持管理           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 常に良好な施設環境を保持している。</li> <li>→ 良好な診療施設機能を保持するため、施設の老朽化対策を図る必要がある。</li> </ul> </li> </ul>	保健医療 ・福祉

## 目標 4 地域経済システムを機能不全に陥らせないこと

### 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ 道路施設の防災対策【1-1 から再掲】</p> <p>▶ 市道総延長 1,301km のうち、舗装済み延長が 583km であり、舗装率が 44.8% と低い状況である。</p> <p>→ 異常気象への対応のため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。</p> <p>【現状：市道舗装率 44.8% (583km/1,301km) (H30)】</p>	横断的 施策
<p>■ 橋梁の防災対策【1-1 から再掲】</p> <p>▶ 橋梁点検において「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が 44 橋ある。</p> <p>→ 「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が 44 橋であるため、早期に橋梁の老朽化対策を図る必要がある。</p> <p>【現状：橋梁長寿命化着手率 25% (11 橋/44 橋) (H30)】</p>	横断的 施策
<p>■ 企業における業務継続計画体制の強化</p> <p>▶ 業務継続計画の策定に向けた、企業による自発的な動きは進んでいない。</p> <p>→ 企業における業務継続計画制度について、趣旨等の普及・啓発により策定を促す必要がある。</p> <p>【現状：企業の業務継続計画策定数 0 企業 (H30)】</p>	産業
<p>■ 被災企業への金融支援</p> <p>▶ 発災後、新たな制度に基づき関係機関と連携し対応している。</p> <p>→ 金融機関、商工団体等と連携し、金融支援に対応する連携確認を、定期的に行う必要がある。</p>	産業
<p>■ 人材育成を通じた産業の体質強化</p> <p>▶ 市に窓口を設置するとともに、商工会が中心となり創業塾を年 1 回（5 コマ）開催している。</p> <p>→ 創業相談者に対する、支援策や支援機関の相談に応じるため、職員のスキルアップを図るとともに、経営基礎を習得する講座を開催する必要がある。</p> <p>【現状：創業者数 0 人 (H30)】</p>	人材育成

#### 4-2 食料等の安定供給の停滞

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ 道路施設の防災対策【1-1 から再掲】</p> <p>▶ 市道総延長1,301kmのうち、舗装済み延長が583kmあり、舗装率が44.8%と低い状況である。</p> <p>→ 異常気象に対応するため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。</p> <p>【現状：市道舗装率 44.8% (583km/1,301km) (H30)】</p>	横断的 施策
<p>■ 橋梁の防災対策【1-1 から再掲】</p> <p>▶ 橋梁点検において「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋ある。</p> <p>→ 「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋であるため、早期に橋梁の老朽化対策を図る必要がある。</p> <p>【現状：橋梁長寿命化着手率 25% (11橋/44橋) (H30)】</p>	横断的 施策

#### 4-3 地域交通ネットワークの機能停止

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ 生活交通の維持・確保</p> <p>▶ 廃止路線代替バスへの運行補助、定額低料金バスの運行及び市営バス、デマンドバスを運行している。</p> <p>→ 市の面積が825km<sup>2</sup>と広く、集落が点在しているため、路線バス事業者、タクシー事業者、観光バス事業者等を含めた公共交通体制を整備する必要がある。</p>	国土保全 ・交通

## 目標5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図ること

### 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新エネルギーの導入促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 豊富に存在する木質バイオマス利用</li> <li>→ 木質バイオマスの安定供給のため、通年の熱量需要先を確保する必要がある。</li> <li>【現状：公共施設再生可能エネルギー施設導入 5施設 (H30)】</li> </ul> </li> </ul>	産業

### 5-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水道施設の耐震化促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 基幹管路の耐震適合性のある管の割合は45.7%で、県平均を2.6ポイント上回っているが、耐震管の割合は7.8%と県平均を12.8ポイント下回っていることから、老朽管を更新し耐震化率を向上させる必要がある。</li> <li>→ 耐用年数を経過した老朽管更新の耐震化率を向上させる必要がある。</li> <li>【現状：基幹管路の耐震適合率 7.8% (H30)】</li> </ul> </li> </ul>	住宅・都市
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 下水道施設等の耐震化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 平成10年度の耐震化指針に適合しているのは、宮守浄化センター（平成14年度竣工）で、遠野浄化センター（平成8年度竣工）は適合していない。</li> <li>→ 遠野浄化センターは、耐震化指針に適合していないため、耐震化を図る必要がある。</li> <li>【現状：浄水施設の耐震率 50%（宮守浄化センター）(H30)】</li> </ul> </li> </ul>	住宅・都市

### 5-3 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 道路施設の防災対策【1-1 から再掲】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市道総延長1,301kmのうち、舗装済み延長が583kmであり、舗装率が44.8%と低い状況である。</li> <li>→ 異常気象に対応するため、舗装率の向上により路面の安定化を図る必要がある。</li> <li>【現状：市道舗装率 44.8% (583km/1,301km) (H30)】</li> </ul> </li> </ul>	横断的施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 橋梁の防災対策【1-1 から再掲】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 橋梁点検において「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋ある。</li> <li>→ 「早期措置段階」の診断結果となった橋梁が44橋であるため、早期に橋梁の老朽化対策を図る必要がある。</li> <li>【現状：橋梁長寿命化着手率 25% (11橋/44橋) (H30)】</li> </ul> </li> </ul>	横断的施策

## 目標 6 制御不能な二次災害を発生させないこと

### 6-1 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ ため池等の保全対策【1-3 から再掲】</p> <p>▶ ため池等調査実施箇所は1箇所、残り23箇所が未実施の状況である。 → ため池等の管理者の管理意識の低下がみられるため、意識啓発と維持管理の徹底を図る必要がある。 【現状：マップ作成箇所 1箇所 (H30)】</p>	横断的 施策
<p>■ ハザードマップの活用【1-2 から再掲】</p> <p>▶ 現在のハザードマップは、平成29年度に作成し市内全戸に配付しているほか、転入世帯にも市民課窓口で配付することにより、市民周知を図っている。 → 市民の防災意識を高めるため、ハザードマップを活用した研修会の開催と、マップの随時見直しを図る必要がある。 【現状：ハザードマップ活用研修会実施率 50% (H30)】</p>	横断的 施策

### 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ 土砂災害対策施設の整備【1-3 から再掲】</p> <p>▶ 県事業に対する指定同意説明会への説明支援を行っている。 → 危険個所の円滑な指定を行うため、土砂災害防止法による危険個所に指定されている土地所有者への意識啓発を進めながら、県事業による危険地指定の支援を図る必要がある。 【現状：危険個所指定 137箇所 (H30)】</p>	国土保全 ・交通
<p>■ 山地災害危険地区治山施設の整備【1-3 から再掲】</p> <p>▶ 県事業に対する保安林指定同意への支援を行っている。 → 森林の維持・造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源かん養等を図るべく保安林の指定を進め、県事業による治山事業の推進の支援を図る必要がある。 【現状：治山事業箇所 181箇所 (H30)】</p>	国土保全 ・交通
<p>■ 国土調査の促進</p> <p>▶ 山林所有者の意識の希薄化により復旧の際に境界の確定、権利者の確定に時間を要している。 → 災害時の復元を容易にするため、国土調査の推進を図る必要がある。 【現状：国土調査進捗率 86.1% (H30)】</p>	国土保全 ・交通

<p>■ 農地整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 農業従事者の減少、少子高齢化の進展、耕作放棄地の発生や鳥獣被害の増加、米価の下落などによって農業所得が減少し、農地の荒廃が進んでいる。</li> <li>→ 農業の担い手による効率的な作業環境の整備のため、ほ場整備の促進を図るとともに、耕作放棄地や不作付地の解消対策を図る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：ほ場整備面積 1,810ha、荒廃農地再生利用面積 1.29ha (H30)】</p>	産業
<p>■ 山林整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 海外からの安価な木材輸入の増加などにより、国産木材価格の低迷が続き、森林経営に対する意欲の薄れによって、森林整備が立ち遅れ、森林の荒廃が進んでいる。</li> <li>→ 森林の荒廃防止のため、森林整備事業等による伐採跡地への造林、間伐などを継続し、健全な山林整備を図る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：森林整備面積 造林面積 森林整備面積 479ha 造林面積 55ha (H30)】</p>	産業
<p>■ 農業後継者等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 各種補助制度により、新規就農者の確保対策に取り組んでいるが、依然として担い手不足が続いている。</li> <li>→ 農業後継者の育成のため、新規就農者の確保・育成と、集落営農の組織強化を図る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：H30 単年度新規就農者4人・H30 集落営農組織22組織】</p>	産業

## 目標 7 地域社会・経済を迅速に再建・回復すること

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ 災害廃棄物処理対策</p> <p>▶ (一社)岩手県産業廃棄物協会中部支部と災害時の廃棄物処理等に関する協定を締結している。</p> <p>→ 災害廃棄物の処理対策の確立のため、被害規模を想定した廃棄物の発生量の推計と、廃棄物の種別に応じた処理ルート of 構築を図る必要がある。</p> <p>【現状：災害廃棄物処理計画の策定率 0% (H30)】</p>	住宅 ・都市
<p>■ 流出油対策</p> <p>▶ 北上川水系水質汚濁対策協議会において、年に1度水質事故担当者会議や水質事故対策訓練等を行っている。</p> <p>→ 災害時の油の流出対応のため、応急措置体制の整備を図る必要がある。</p> <p>【現状：河川への油流出事故防止訓練の年に1度の実施・参加 0% (H30)】</p>	国土保全 ・交通

### 7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ 災害時連携体制整備</p> <p>▶ 災害時における連携が図られるよう各種団体との協定を進めている。</p> <p>→ 災害時の円滑な復旧を進めるため、連携が必要とされる団体と協定締結を図る必要がある。</p> <p>【現状：衛生設備、避難者用食料、避難所用品団体との協定の締結 1団体 (H30)】</p>	訓練 ・連携
<p>■ 災害ボランティア支援ネットワークの構築</p> <p>▶ 社会福祉協議会と連携し、ボランティアの募集・受入れを行い、被災地等への派遣調整を実施している。</p> <p>→ 災害時のボランティアの受入等について、人的体制が整っていないため、関係機関との連携と支援体制を強化する必要がある。</p>	保健医療 ・福祉
<p>■ 農業後継者等の育成</p> <p>▶ 各種補助制度により、新規就農者の確保対策に取り組んでいるが、依然として担い手不足が続いている。【6-2 から再掲】</p> <p>→ 地域農業を牽引する経営体の育成と、新規就農者の確保・育成を図る必要があり、また、効率的かつ安定的な農業経営を進めるために、集落営農の組織強化を進める必要がある。</p> <p>【現状：農業従事者の確保 4人 (H30 単年度新規就農者)・22組織 (H30 集落営農組織)】</p>	産業

<p>■ 人材育成を通じた産業の体質強化【4-1 から再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市に窓口を設置するとともに、商工会が中心となり、創業塾を年1回(5コマ)開催している。</li> <li>→ 創業相談者に対する、支援策や支援機関の相談に応じるため、職員のスキルアップを図るとともに、経営基礎を習得する講座を開催する必要がある。</li> </ul> <p>【現状：創業者数 0人(H30)】</p>	人材育成
<p>■ 応急仮設住宅の建設予定地確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 応急仮設住宅の候補地として、選定している箇所が1箇所あるが、土地利用がされている。</li> <li>→ 災害時の円滑な応急仮設住宅の整備のため、選定されている応急仮設住宅の候補地の見直しを行う必要がある。</li> </ul> <p>【現状：応急仮設住宅の建設予定地数確保公有地 1箇所(H30)】</p>	行政機能
<p>■ 応急仮設住宅管理等を処理するシステムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害時の応急仮設住宅への入居受付は、窓口での申請書による受付対応となっている。</li> <li>→ 災害時の仮設住宅の入居事務について、円滑な受付を進めるため、申請しやすい環境を作る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：仮設住宅管理等システムの導入 未整備(H30)】</p>	住宅・都市
<p>■ 豊かな人間性の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 学校においては、避難訓練や防災教育の授業により防災意識の向上を図っている。</li> <li>→ 心の教育や復興教育の推進のため、地域や社会をよくすることや人が困っているときに進んで助けようとする人材を、さらに育成する必要がある。</li> </ul> <p>【現状：地域や社会をよくするために何をすべきを考えることがある割合 小学校61.1%・中学校52.9%】</p>	教育
<p>■ 地域の文化を守る人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 東日本大震災や平成28年台風10号で被災した文化財の復旧を官民一体で実施してきた。</li> <li>→ 東日本大震災や台風10号で培った文化財防災意識や、レスキュー技術を継承するため、地域の文化を守る人材の育成を図る必要がある。</li> </ul> <p>【現状：博物館講座等の受講者数 1,936人(H30)】</p>	人材



施策名 / 現状 / 課題 / 指標の現状	施策
<p>■ 農村地域における共同活動の取組の維持・活性化</p> <p>▶ 過疎化・高齢化・混住化の進行によって、農業集落機能が低下している。</p> <p>→ 農業集落機能の維持・保全のため、地域コミュニティ機能を維持しながら、水路及び農道の老朽化対策を進めていく必要がある。</p> <p>【現状：農村環境保全活動の取組 活動組織数 (H30)・維持 73 活動組織・共同 57 活動組織・長寿命化 42 活動組織】</p>	産業
<p>■ 森林保全の活動支援</p> <p>▶ 林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により、森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備が行われていない。</p> <p>→ 適切な森林整備による森林保全のため、森林の手入れ等の協働活動や、将来的に自立的な林業経営を目指す活動を支援していく必要がある。</p> <p>【現状：森林保全活動の取組 活動組織団体数 (H30)・里山保全活動 10 団体・森林資源利用 12 団体・教育研修活動 7 団体】</p>	産業
<p>■ 地域防災力の強化</p> <p>▶ 自主防災組織の研修及び防災訓練等の自発的な活動が少ない。</p> <p>→ 地域が自発的に行う防災活動の取組を強化するため、自主防災組織研修及び防災訓練等を促進していく必要がある。</p>	消防
<p>■ 地域運営組織体制の構築</p> <p>▶ 地域運営体制の構築に向けて、地区まちづくり計画及び一括交付型補助金は全 11 地区で策定済みであるが、地域運営組織の組織化及び指定管理者制度の導入はされていない。</p> <p>→ 地域運営体制の確立のため、小さな拠点による地域づくりの促進と、市民協働事業の拡充を図る必要がある。</p> <p>【現状：地域運営組織の構築割合 0% (H30)】</p>	住宅・都市
<p>■ 地域コミュニティの再構築</p> <p>▶ 人口減少や少子・高齢化により、地域コミュニティの希薄化が進んでいる。</p> <p>→ 防災リーダーの人材を育成するため、各地域で課題解決に対応できる人材を確保する必要がある。</p> <p>【現状：自主防災組織リーダー育成 (各町 1 名) 0% (H30)】</p>	人材
<p>■ 文化財防災体制の構築</p> <p>▶ 人口減少や高齢化により、文化財の所有者だけでは管理しきれない。遠野遺産認定制度により周辺住民と連携した保護体制を進めている文化財もあるが、全てではない。</p> <p>→ 災害時に損失の恐れがある文化財が多いため、所有者との連絡体制や職員の応集体制を強化し、周辺住民との連携体制を強化する必要がある。</p> <p>【現状：文化財防火デーにあわせた防災訓練の実施 年 1 回 (H30)】</p>	教育